工事成績評定要領

昭和52年６月１日
最終改正　平成23年４月１日

（目　的）
第１　この要領は、契約事務手続規程（昭和39年５月訓令甲第６号）第10条第４項に基づき、工事成績の評定に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（対　象）
第２　評定は、契約事務手続規程第２章第１節のすべての工事請負について行うものとする。

（評定の内容）
第３　評定は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
一　工事成績：工事の施工状況、目的物の品質及び技術提案等を評価
二　工事の技術的難易度：構造物条件、技術的特性等工事内容の難しさを評価

（評定者）
第４　第３の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。
一　工事成績の評定者は、神戸市工事監督規程第２条に定める担当監督員及び主任監督員並びに神戸市工事検査規程第２条に定める検査員とする。
二　工事の技術的難易度の評定者は、主任監督員とする。

（評定の方法）
第５　評定は、工事ごとに独立して行うものとする。
２　評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。ただし、担当監督員評定については、担当監督員が必要に応じて総括監督員及び主任監督員の意見を聞いて行うものとする。
３　評定は、次の各号により行うものとする。
一　工事成績の評定は、別紙様式３‐１「工事成績採点表」、別紙様式３‐２「工事成績採点表（出来高･中間検査用）」によるものとする。
二　工事の技術的難易度の評定は、別紙様式４－１から４－４「工事の技術的難易度評価表」によるものとする。ただし、単価契約工事及び１件の請負金額が５００万円未満の請負工事については、評定を省略することができる。

（評定の時期）
第６　工事成績は、担当監督員及び主任監督員は工事完成のとき、検査員は完成検査、出来高検査及び中間技術検査実施のとき、それぞれ評定を行うものとする。
２　工事の技術的難易度は、工事完成のとき行うものとする。

（評定結果の記録）
第７　評定者は、評定の結果を別紙様式１「工事成績報告書」及び別紙様式２「細目別評定点採点表」に記録するものとする。

（報告書の提出）
第８　評定者は、別紙様式１及び別紙様式２を、工事担当課長を経由して完成検査合格後14日以内に行財政局経理課長あて提出するものとする。

（工事成績評定通知書の送付）
第９　工事担当課は、工事成績評定通知実施要領に基づき請負人に対し通知書を送付するものとする。

附　則
この要領は、昭和52年６月１日から適用する。
附　則
この要領は、平成12年６月１日から適用する。
附　則
この要領は、平成15年４月１日から適用する。
附　則
この要領は、平成15年10月１日から適用する。
附　則
（適用期日）
この要領は、平成18年６月１日から適用する。
（経過処置）
この要領の適用前に締結された工事の請負については、なお従前の例による。
ただし、主管課長が必要と認める場合は改正後の要領を適用できる。
附　則
この要領は、平成20年12月１日から適用する。
附　則
この要領は、平成23年４月１日から適用する。
（経過処置）
この要領の適用前に着工した工事の請負については、なお従前の例による。

別紙様式１

工事成績報告書㊙

工事担当課（所）名	課(所)長印	係長印
監督担当課（所）名	課(所)長印	係長印

行財政局財政部経理課長　様　　平成　　年　　月　　日

総括監督員職氏名　　印　　立会人職氏名

担当監督員職氏名	主任監督員職氏名	検査員職氏名
印	印	印
印	印	印
印	印	印

工事名	（契約番号　　－　　）			
請負人				
請負金額	当初：	最終：	円	
契約年月日	平成　年　月　日	完成年月日	平成　年　月　日	
完成期限	当初：平成　年　月　日	最終：平成　年　月　日		
完成検査年月日	平成　年　月　日	遅延日数	日	
中間・出来高検査年月日	第1回平成　年　月　日　第2回平成　年　月　日　第3回平成　年　月　日			
	第4回平成　年　月　日　第5回平成　年　月　日　第6回平成　年　月　日			
現場代理人氏名				
主任・監理技術者氏名				
工事成績 ① 担当監督員評定	点			
工事成績 ② 主任監督員評定	点			
工事成績 ③ 中間検査員評定	点			
工事成績 ④ 完成検査員評定	点			
工事成績 ⑤ 法令遵守等	－　点			
工事成績 ⑥ 評定点合計	点			
工事の技術的難易度	工事区分(建物機能)	(記号　・　・　)	「易、やや難、難」評価	
			技術的難易度評価	
特記 担当監督員				
特記 主任監督員				
特記 検査員				

注１）③中間検査員評定点は、出来高・中間技術検査が１回の場合はその評定点を、２回以上の場合はその平均点を記入すること。
２）担当監督員、主任監督員及び検査員の評定点は少数第１位までとする。
３）評定点合計は、四捨五入により整数とする。
出来高・中間技術検査が無い場合　⑥＝(①×0.4+②×0.2+④×0.4)－⑤
出来高・中間技術検査が有る場合　⑥＝(①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2)－⑤
４）下記に該当する事項がある場合は、特記欄に記載するものとする。
①評定にあたり、経理課等に報告すべき事項等がある場合。
②工事成績採点表の中で、ｅ　に該当する項目がある場合。
③その他、特に意見がある場合

別紙様式２

細目別評定点採点表

項目	細別	① 担当監督員評定	② 主任監督員評定	③中間検査の検査員評定(注参照)	④完成検査の検査員評定(注参照)	細目別評定点
1 施工体制	Ⅰ施工体制一般	(　)×0.4+2.9 ＝　．点				3.3点
	Ⅱ配置技術者	(　)×0.4+2.9 ＝　．点				4.1点
2 施工状況	Ⅰ施工管理	(　)×0.4+2.9 ＝　．点		(　) × 0.4+6.5 ＝　．点	(　)×0.4+6.5 ＝　．点	13.0点
	Ⅱ工程管理	(　)×0.4+2.9 ＝　．点	(　)×0.2+3.2 ＝　．点			8.1点
	Ⅲ安全対策	(　)×0.4+2.9 ＝　．点	(　)×0.2+3.3 ＝　．点			8.8点
	Ⅳ対外関係	(　)×0.4+2.9 ＝　．点				3.7点
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	(　)×0.4+2.8 ＝　．点		(　) × 0.4+6.5 ＝　．点	(　)×0.4+6.5 ＝　．点	14.9点
	Ⅱ品質	(　)×0.4+2.9 ＝　．点		(　) × 0.4+6.5 ＝　．点	(　) × 0.4+6.5 ＝　．点	17.4点
	Ⅲ出来ばえ			(　) × 0.4+6.5 ＝　．点	(　) × 0.4+6.5 ＝　．点	8.5点
4 工事特性	Ⅰ施工条件等への対応		(　)×0.2+3.3 ＝　．点			7.3点
5 創意工夫	Ⅰ創意工夫	(　)×0.4+2.9 ＝　．点				5.7点
6 社会性等	Ⅰ地域への貢献等		(　)×0.2+3.2 ＝　．点			5.2点
7.法令遵守等			(－　)×1.0 ＝－　．点			－　点
評　定　点　合　計						100点

(注)　出来高・中間技術検査が無い場合　①+②+④=細目別評定点
出来高・中間技術検査が有る場合　①+②+③×0.5+④×0.5=細目別評定点

＊1　表中の（　）には、別紙様式３－１「工事成績採点表」により採点した加減点数を記入する。
＊2　出来高・中間技術検査の有る場合は別紙様式３－２「工事成績採点表(出来高・中間技術検査用)」により採点した加減点の平均点数を記入する。

別紙様式３－１

工事成績採点表

作成日	平成　　年　　月　　日	
工事名		
請負人		
評定者	担当監督員職氏名	
	主任監督員職氏名	
	検査員職氏名	

考査項目		担当監督員評定					主任監督員評定							完成検査員評定						
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10														
	Ⅱ.配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10														
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5		+2.5		0	-7.5	-15
	Ⅱ.工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15							
	Ⅲ.安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	Ⅳ.対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0														
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	Ⅱ.品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	+12.5	-25
	Ⅲ.出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5	
4.工事特性	Ⅰ.施工条件等の対応						+20.0 ～ 0													
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫	+7.0 ～ 0																		
6.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0									

加減点合計	．　点	．　点	．　点	
評定点(65±加減点合計)	①　　．　点	②　　．　点	③　　．　点	
中間・出来高検査員評定点			④　　．　点	
評定点計	中間・出来高検査の無い場合	（①　　点）×0.4＋（②　　点）×0.2＋（③　　点）×0.4＝＿＿＿＿点		
	中間・出来高検査の有る場合	（①　　点）×0.4＋（②　　点）×0.2＋（③　　点）×0.2＋（④　　点）×0.2＝＿＿＿＿点		
７.法令遵守等		－　　点		
評定点合計		（評定点計：　　点）－（7.法令遵守等：　　点）＝＿＿＿＿＿＿点		
総合評価落札方式における履行義務違反		有・無 履行義務違反の内容：		

(注)　出来高・中間技術検査が有る場合は別紙様式３－２により出来高・中間技術検査のみの採点を行い、その平均点を④に記入すること。

※1　評定点=65点+1～3の評定（加減点合計）+4，5，6の評定（加点合計）　　各評定点（①～④）は少数第１位まで記入する。

※2　「4.工事特性」は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、担当監督員からの報告を受けて主任監督員が評価するものとする。

※3　「5.創意工夫」は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4　「6.社会性等」は、地域貢献等の観点から加点評価のみとする。「7.法令遵守等」は減点評価のみとする。

※5　各考査項目の採点は、担当監督員は別紙－１(土木・プラント設備)・別紙－４(建築・設備)、主任監督員は別紙－２(土木・プラント設備)・別紙－５(建築・設備)、検査員は別紙－３(土木・プラント設備)・別紙－５（建築・設備）によるものとし、検査員に先立ち、担当監督員・主任監督員が記入する。ただし、単価契約工事及び１件の請負金額が500万円未満の請負工事については、「1.施工体制」、「2.施工状況」「3.出来形及び出来ばえ」及び「7.法令遵守等」の項目について、別紙-7により評定することができる。

※6　評定は、該当する加減点を○で囲む。なお、4，5，7は具体の点数を記入する。

※7　評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※8　総合評価落札方式における履行義務違反があった場合は『有』を選択し、その理由を記入すること（別紙可とする）。なければ『無』を選択すること。

別紙様式３－２

工事成績採点表（出来高・中間技術検査用）

作成日	平成　　年　　月　　日																							
工事名																								
請負人																								
検査職員 職氏名	第１回出来高・中間																							
	第２回出来高・中間																							
	第３回出来高・中間																							
考査項目		第１回出来高・中間技術評定							第２回出来高・中間技術評定							第３回出来高・中間技術評定								
項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e		
１.施工体制	Ⅰ.施工体制一般																							
	Ⅱ.配置技術者																							
２.施工状況	Ⅰ.施工管理	+5		+2.5		0	-7.5	-15	+5		+2.5		0	-7.5	-15	+5		+2.5		0	-7.5	-15		
	Ⅱ.工程管理																							
	Ⅲ.安全対策																							
	Ⅳ.対外関係																							
３.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20		
	Ⅱ.品質	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		
	Ⅲ.出来ばえ	+5		+2.5		0	-5		+5		+2.5		0	-5		+5		+2.5		0	-5			
４.高度技術	Ⅰ.高度技術																							
５.創意工夫	Ⅰ.創意工夫																							
６.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等																							
加減点合計		．　点							．　点							．　点								
評定点(65±加減点合計)		．　点							．　点							．　点								
２.施工状況Ⅰ.施工管理の加減点の平均点		①　　．　点																						
３.出来形及び出来ばえⅠ.出来形の加減点の平均点		②　　．　点																						
３.出来形及び出来ばえⅡ.品質の加減点の平均点		③　　．　点																						
３.出来形及び出来ばえⅢ.出来ばえの加減点の平均点		④　　．　点																						
評定点の平均点　⑤		65＋①+②＋③＋④　　．　点																						

(注)出来高・中間技術検査が４回以上の場合は、４回以上の採点をこの様式の別紙に記入し、各評定点の平均を計算し、上の欄に記入のこと。　65＋①＋②＋③＋④　＝　**評定点の平均点**

※１　評定点＝65 点±加減点合計で、各評定の平均点（①～④）及び評定点の平均点⑤は少数第１位まで記入する。
※２　評定は、該当する加減点を〇で囲む。
※３　各考査項目の採点は、検査員は別紙－３（土木・プラント設備）・別紙－６（建築・設備）によるものとする。ただし、単価契約工事及び１件の請負金額が 500 万円未満の請負工事については、「2.施工状況」及び「3.出来形及び出来ばえ」の項目について、別紙－７により評定することができる。

別紙様式４－１

工事の技術的難易度評価表（土木）

作成日	平成　　年　　月　　日		
工事名			
請負人			
評定者	主任監督員職氏名		

評価項目				評価内容
大項目	評価	小項目	評価	
１．構造物条件		①規模		
		②形状		
		③その他		
２．技術特性		①工法等		
		②その他		
３．自然条件		①湧水・地下水		
		②軟弱地盤		
		③作業用道路･ヤード		
		④気象・海象		
		⑤その他		
４．社会条件		①地中障害物		
		②近接施工		
		③騒音・振動		
		④水質汚濁		
		⑤作業用道路･ヤード		
		⑥現道作業		
		⑦その他		
５．マネジメント特性		①他工区調整		
		②住民対応		
		③関係機関対応		
		④工程管理		
		⑤品質管理		
		⑥安全管理		
		⑦その他		
６．特別考慮要因		－		
工　事　区　分	(記号　・　・　)		「易、やや難、難」評価	
			技術的難易度評価	

※　評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。
※　評価は、担当監督員、総括監督員及び検査員の意見を踏まえて、主任監督員が行う。
※　各項目の評価は、別紙－９により行う。

別紙様式４－２

工事の技術的難易度評価表（プラント設備）

作成日	平成　　年　　月　　日				
工事名					
請負人					
評定者	主任監督員職氏名				

評価項目				評価内容
大項目	評価	小項目	評価	
１．プラント条件		①規模		
		②構造・形状・機能		
		③その他		
２．技術特性		①工法等		
		②その他		
３．設備システム複合条件		①システム間複合度		
		②システム複雑度		
		③その他		
４．社会条件		①仮設条件		
		②地中障害物		
		③近接施工		
		④騒音・振動		
		⑤水質汚濁		
		⑥その他		
５．マネジメント特性		①他工区調整		
		②住民対応		
		③関係機関対応		
		④工程管理		
		⑤品質管理		
		⑥安全管理		
		⑦その他		
６．特別考慮要因		－		
工　事　区　分	(記号　・　・　)		「易、やや難、難」評価	
			技術的難易度評価	

※　評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。
※　評価は、担当監督員、総括監督員及び検査員の意見を踏まえて、主任監督員が行う。
※　各項目の評価は、別紙－９により行う。

別紙様式４－３

工事の技術的難易度評価表（建築）

作成日				
工事名				
請負人				
評定者	主任監督員氏名			

評定項目				評価内容
大項目	評価	小項目	評価	
1. 構造物条件		①規模		
		②構造		
		③形状		
		④その他		
2. 技術特性		①工法等		
		②その他		
3. 自然条件		①支持地盤		
		②山留め・止水		
		③気象・海象		
		④その他		
4. 社会条件		①仮設条件		
		②地中障害物		
		③近接施工		
		④騒音・振動		
		⑤水質汚濁		
		⑥その他		
5. マネジメント特性		①他工区調整		
		②住民対応		
		③関係機関対応		
		④工程管理		
		⑤品質管理		
		⑥安全管理		
		⑦その他		
6. 特別考慮要因		-		
建　物　機　能	（記号　・　・　）		「易、やや難、難」評価	
			技術的難易度評価	

※　評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

※　評価は、担当監督員、総括監督員及び検査員の意見を踏まえて、主任監督員が行う。

※　各項目の評価は、別紙－１０により行う。

別紙様式４－４

工事の技術的難易度評価表（設備）

作成日				
工事名				
請負人				
評定者	主任監督員氏名			

評定項目				評価内容
大項目	評価	小項目	評価	
1. 設備システム種別条件※1		①システム種別		
		②システム規模		
		③その他		
2. 技術特性		①工法等		
		②その他		
3. 設備システム複合条件		①システム間複合度		
		②システム複雑度		
		③その他		
4. 社会条件		①仮設条件		
		②地中障害物		
		③近接施工		
		④騒音・振動		
		⑤水質汚濁		
		⑥その他		
5. マネジメント特性		①他工区調整		
		②住民対応		
		③関係機関対応		
		④工程管理		
		⑤品質管理		
		⑥安全管理		
		⑦その他		
6. 特別考慮要因		-		
建物機能	（記号　・　・　）	「易、やや難、難」評価		
		技術的難易度評価		

※　評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

※　評価は、担当監督員、総括監督員及び検査員の意見を踏まえて、主任監督員が行う。

※　各項目の評価は、別紙－10により行う。

注）※1：照明設備、火災報知設備方式、空調方式、給水方式について評価する。

別紙－1（1／11）**【担当監督員評定】**　**土木・プラント設備**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

<table>
<tr><th>項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1施工体制</td><td>Ⅰ施工体制一般</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">「評価対象項目」
適 対象
□ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
□ □ 施工計画書を、工事着手前に提出している。
□ □ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
□ □ 品質確保のため、関係書類、出来形、品質等の確認を実施する体制が有効に機能している。
□ □ 元請が下請の作業成果を検査している。
□ □ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□ □ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□ □ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
□ □ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□ □ 専門工事等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　評価
判断基準　評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%～90%未満・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅱ配置技術者（現場代理人等）</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">「評価対象項目」
適 対象
【全体を評価する項目】
□ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。
□ □ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
【現場代理人を評価する項目】
□ □ 現場代理人が工事全体を把握している。
□ □ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□ □ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。
【監理（主任）技術者を評価する項目】
□ □ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
□ □ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
□ □ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
□ □ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□ □ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　評価
判断基準　評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%～90%未満・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。</td><td>□ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－1（2／11）**【担当監督員評定】**　　**土木・プラント設備**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

<table>
<tr><th>項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2
施工状況</td><td>Ⅰ
施工管理</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
適 対象
□ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。
□ □ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
□ □ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。
□ □ 工事材料の品質に影響がないよう保管している。
□ □ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ □ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ □ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
□ □ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。
□ □ 工事打合せ簿を、不足なく整理している。
□ □ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
□ □ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価
判断基準　評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%～90%未満・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「ｃ」評価とする。</td><td>□ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
工程管理</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
適 対象
□ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。
□ □ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
□ □ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
□ □ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□ □ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
□ □ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
□ □ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
□ □ 休日の確保を行っている。
□ □ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価
判断基準　評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%～90%未満・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「ｃ」評価とする。</td><td>□ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－1（3／11）**【担当監督員評定】**　　**土木・プラント設備**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

<table>
<tr><th>項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2
施工状況</td><td>Ⅲ
安全対策</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
適 対象
□ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。
□ □ 災害防止協議会等を設置し、１回／月以上活動し、記録が整備されている。
□ □ 店社パトロールを１回／月以上実施し、記録が整備されている。
□ □ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。
□ □ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
□ □ 安全巡視、ＴＢＭ（ツールボックスミーティング）・ＫＹ（危険予知）等を実施し、記録が整備されている。
□ □ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性が反映されている。
□ □ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
□ □ 過積載防止に取り組んでいる。
□ □ 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。
□ □ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
□ □ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
□ □ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
□ □ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□ □ その他（理由：　　）
※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価
判断基準　評価値が90%以上・・・・・・・ａ
評価値が80%～90%未満・・・・ｂ
評価値が80%未満・・・・・・・ｃ
① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「ｃ」評価とする。</td><td>□ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td>Ⅳ
対外関係</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
やや不適切である</td><td>e
不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
適 対象
□ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。
□ □ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□ □ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□ □ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□ □ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
□ □ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□ □ その他（理由：　　）
※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価
判断基準　評価値が90%以上・・・・・・・ａ
評価値が80%～90%未満・・・・ｂ
評価値が80%未満・・・・・・・ｃ
① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「ｃ」評価とする。</td><td>□ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－1（4／11）**【担当監督員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

<table>
<tr><th>項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="3">Ⅰ出来形</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ，ｂに該当しない。</td><td rowspan="3">□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td rowspan="3">□　工事請負契約書第 17 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※　ばらつきの判断は別紙－８参照。

①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td></tr>
<tr><td>機械設備工事（土木工事に付帯）

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　工事請負契約書第 17 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
適 対象
□ □　設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□ □　据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。
□ □　不可視部分の出来形を写真撮影している。
□ □　施工の撮影記録が工事記録写真作成要領を満足している。
□ □　設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□ □　社内の管理基準に基づき管理している。
□ □　塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
□ □　溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
□ □　設計図書に定められている予備品に不足が無い。
□ □　分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
□ □　その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数＝評価値（　　%）　　評価
判断基準　評価値が 90%以上・・・・・・・ａ
評価値が 80%～90%未満・・・・ｂ
評価値が 80%未満・・・・・・・ｃ

①　評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
②　対象項目数が２項目以下の場合は「ｃ」評価とする。</td></tr>
</table>

別紙－1（5／11）**【担当監督員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

目項	別細	工種	a	b	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事（土木工事に付帯） ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 工事請負契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

「評価対象項目」
適 対象

□ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。
□ □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。
□ □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。
□ □ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□ □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□ □ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
□ □ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通り施工している。
□ □ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。
□ □ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かりやすく堅固に取り付けている。
□ □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 社内の管理基準に基づき管理している。
□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数＝評価値（　　%）　　評価

判断基準　評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%～90%未満・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「ｃ」評価とする。

別紙－1（6／11）**【担当監督員評定】**

プラント設備

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

目 項	別 細	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形（プラント機械設備・プラント電気設備）	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 工事請負工事請負契約書第 17 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

「評価対象項目」
適 対象

【共通項目】
□ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。
□ □ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
□ □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。
□ □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□ □ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□ □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
□ □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。
□ □ 社内の管理基準に基づき管理している。
□ □ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。

【プラント機械設備】
□ □ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
□ □ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
□ □ 墨出し・芯出しの出来形管理を適切にまとめている。
□ □ 気密・水圧試験等の出来形管理を適切にまとめている。

【プラント電気設備】
□ □ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通り施工している。
□ □ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かりやすく堅固に取り付けている。
□ □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。

□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数＝評価値（　　%）　　評価

判断基準　評価値が 90%以上・・・・・・・a
評価値が 80%～90%未満・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－１（7／１１）**【担当監督員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

<table>
<tr><th>項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅱ品質</td><td>□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０%以内である。</td><td>□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０%以内である。</td><td>□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a，bに該当しない。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　工事請負契約書第 17 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※　ばらつきの判断は別紙－８参照。

①　品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③　品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④　品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

工種	a	b	c	d	e
港湾浚渫工事　※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による改善指示を行った。	□　工事請負契約書第 17 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

「評価対象項目」
適 対象
【共通】
□ □　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
□ □　既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。
□ □　一般船舶に十分注意して施工していることが確認できる。
□ □　作業船(機械)が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。
【浚渫・床掘関係】
□ □　土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。
□ □　浚渫工又は床堀工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。
□ □　土砂処分における土質改良が適切に行われ施工している。
□ □　土砂の含水比等に配慮し、土砂の処分、仮置きを行っている。
□ □　浚渫または床掘土砂に、かつ大物等が混入していた場合、適正に分別処理され施工している。
□ □　土砂仮置場における飛散防止や排水を考慮した対策を講じて施工している。
□ □　必要以上に余掘を行わないなど、精度よく浚渫することで、土砂処分量の縮減に努めた。
※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）
評価
評価値が 90%以上・・・・・・・ａ
評価値が 80%以上 90%未満・・・ｂ
評価値が 80%未満・・・・・・・ｃ

①　評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
②　対象項目数が２項目以下の場合は「ｃ」評価とする。

別紙－1（8／11）**【担当監督員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	機械電気設備工事（土木工事に付帯）※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 工事請負契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

「評価対象項目」

適 対象

□ □ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。
□ □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
□ □ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。
□ □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□ □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性に優れている。
□ □ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
□ □ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ □ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
□ □ 設備の取扱説明書を工夫している。
□ □ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
□ □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
□ □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護している。
□ □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。
□ □ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
□ □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
□ □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
□ □ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
□ □ 構造物の劣化状況をよく把握して適切な対策を施していることが確認できる。
□ □ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。

適の項目数（　）／対象の項目数＝評価値（　　%）　　評価

判断基準　評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%～90%未満・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－1（9／11）**【担当監督員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

<table>
<tr><th>項目</th><th>細別</th><th>工種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3 出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="2">II 品質</td><td>電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事
※上記欄によらず、当該欄で評価。
（土木工事に付帯）</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 工事請負契約書第 17 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
適 対象
□ □ 制作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
□ □ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
□ □ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。
□ □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。
□ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
□ □ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
□ □ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。
□ □ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
□ □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
□ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
□ □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数＝評価値（　　%）　　評価
判断基準　評価値が 90%以上・・・・・・・a
評価値が 80%～90%未満・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">維持・修繕工事</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 工事請負契約書第 17 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
適
□ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
□ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。
□ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：

判断基準　該当項目が６項目以上・・・・・a
該当項目が４項目以上・　・・・b
該当項目が３項目以下・・・・・c

注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙－1（10／11）**【担当監督員評定】**　　プラント設備

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質（プラント機械設備・プラント電気設備）	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による改善指示を行った。	□工事請負工事請負契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

「評価対象項目」
適 対象
【共通項目】
□ □ 製作着手前に、設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、品質や性能の確保に係る技術検討を実施のうえ　承諾図書を提出している。
□ □ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいる。
□ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ □ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
□ □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□ □ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
□ □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性に優れている。
□ □ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ □ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
□ □ 施工完了時の試験及び記録が適切である。
□ □ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
□ □ プラント設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。
□ □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
□ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。

【プラント機械設備】
□ □ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ □ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ □ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
□ □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
□ □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護している。
□ □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。
□ □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
□ □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。

【プラント電気設備】
□ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
□ □ 高温部、充電部等の危険箇所に表示又は防護している。
□ □ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料が整備されている。

□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数＝評価値（　　%）　　評価＿＿＿＿
判断基準　評価値が 90%以上・・・・・・・a
評価値が 80%～90%未満・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－1（11／11）**【担当監督員評定】**　　**土木・プラント設備**

［記入方法］該当する項目の□レマークを記入する。また、具体の点数を(　)に記入する。

項目	細別	工　夫　事　項
5創意工夫	Ⅰ創意工夫	■施　工 □(　)施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □(　)コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □(　)土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □(　)部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □(　)設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □(　)給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □(　)照明などの視界の確保に関する工夫。 □(　)仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □(　)運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □(　)支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □(　)盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □(　)施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □(　)出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □(　)施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □(　)ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 **※本項目は２点の加点とする。** □(　)特殊な工法や材料を用いた工事。 □(　)優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 ■新技術活用 □(　)ＮＥＴＩＳ登録技術のうち事後評価未実施技術を活用している。 **※本項目は２点の加点とする** □(　)ＮＥＴＩＳ登録技術のうち「有用とされる技術」を活用している。 **※本項目は４点の加点とする。** **※加点対象は請負者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者側が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。** **※「有用とされる技術」とは、推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術、活用促進技術、少実績優良技術をいう。** ■品　質 □(　)土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □(　)コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □(　)鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □(　)配筋、溶接作業等に関係する工夫。 ■安全衛生 □(　)建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。**※本項目は２点の加点とする。** □(　)安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □(　)安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □(　)現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □(　)有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □(　)一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □(　)厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □(　)環境保全に関する工夫。 ■その他 □(　)その他（理由：　　） □(　)その他（理由：　　） □(　)その他（理由：　　） □(　)その他（理由：　　） □(　)その他（理由：　　）

	記述評価（レマークを付した評価内容を詳細記述）	評点：　　点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※2. 評価は各項目において１つレ点が付されれば１、２、４点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、主任監督員がが評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

別紙－2（1／5）**【主任監督員評定】**　　**土木・プラント設備**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2施工状況	Ⅱ工程管理	「評価対象項目」 □　隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 □　地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 □　工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 □　工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 □　災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 □　工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 □　その他（理由：　　） 「判断基準」 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 **評価**＿＿＿＿				
	Ⅲ安全対策	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		□　建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 □　安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 □　安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 □　安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 □　安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 □　安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 □　その他（理由：　　） 「判断基準」 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 **評価**＿＿＿＿				

項目	細別	a	a＇	b	b＇	c
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
6社会性等	Ⅰ地域への貢献等	「評価対象項目」 □　周辺環境への配慮(騒音、大気、臭気等への対策)に積極的に取り組んだ。 □　現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 □　定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □　工区周辺の道路、公園、河川等をボランティアとして積極的に清掃し、地域に貢献した。 □　地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 □　災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 □　その他（理由：　　） 「判断基準」 ※　上記該当項目を総合的に判断して、a、a＇、b、b＇、c評価を行う。 ※　請負工事費として計上していると考えられるものは評価対象としない **評価**＿＿＿＿				

別紙－２（２／５）**【主任監督員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	対応事項	【事例】 具体的な施工条件等への対応事例
４工事特性	Ⅰ施工条件等への対応	Ⅰ構造物の特殊性への対応 □ 1.対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □ 2.対象構造物の特性が特殊であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □ 3.その他（理由：　　） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば**4点の加点**とする。	(1.について) 切土の土工量：20万㎥以上、盛土の土工量：15万㎥以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15㎡以上、揚排水機場の吐出管径：2,000㎜以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50㎡/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300㎡以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万㎥以上、流路工の計画高水流量：500㎥/s以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400㎥/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 ・鉄道・高速道路等に隣接した橋梁の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事
		Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ 6.周辺住民に対する騒音･振動等を特に配慮する工事 □ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ 8.緊急時に対応が特に必要な工事 □ 9その他（理由：　　） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば**6点の加点**とする。	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 (6.について) ・市街地での夜間工事で、騒音、振動発生防止等に特に配慮した工事 ・ＤＩＤ地区での工事で、騒音、振動発生防止等に特に配慮した工事 (7.について) ・日交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事 ・共用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事 (8.について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事 (9.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 □10 .特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □11 .雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □12 .急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □13 .動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □14 .その他（理由：　　） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば**4点の加点**とする。	(10.について) ・地すべり地帯、軟弱地盤等土質条件が厳しい工事 ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事 (11.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事 (12.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く） ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (13.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (14.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 □15. 12 ヶ月を超える工期で、ＳＡＳ登録になる工事事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) □16. その他（理由：　　） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば**6点の加点**とする。	※１.工事特性は、最大20点の加点評価とする。 ※２.担当監督員が評価する「５．創意工夫」との二重評価は行わない。 ※３.評価にあたっては、担当監督員等の意見も参考に評価する。
評価		評点：＿＿＿＿点	

別紙－２（3／5）**【主任監督員評定】**　　**プラント設備**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	対応事項	【事例】　具体的な施工条件等への対応事例
4 工事特性	Ⅰ施工条件等への対応	Ⅰ施工規模の大きさへの対応 □1.対象プラント設備の処理能力、容量、数量等の規模 □2.その他（理由：　　） ※上記対応事項に☑が付くごとに**2 点の加点**とする。	1 対象プラント設備の処理能力、容量、数量等の規模 ・(機械・電気（環境）)：処理能力が 150t/日･基以上の廃棄物処理施設 ・(機械（みなと）)：ガントリークレーン ・(機械（下水道・水道）)：対象水量 10,000 ㎥/日以上の浄水場・下水処理場プラント ・(機械（下水道・水道）)：対象水量 50,000 ㎥/日以上の各種ポンプ場プラント ・(電気（下水道・水道）)：プラントの処理能力が施設能力比 60%を超える ・(電気（共通）受変電設備)：受電電圧 10000V 以上、又は総容量 1000kVA 以上 ・(電気（共通）負荷設備)：一負荷最大 300kW 以上、又は総負荷数（三相負荷）が 30 以上 ・(電気（共通）監視制御設備)：監視点数 500 点以上 ・(電気（共通）)：設置盤面数が 10 面以上 2 その他 ・その他、プラント固有の処理能力、容量、数量等の規模への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		Ⅱプラント設備固有の難しさへの対応 □3. 対象プラント設備の構造、形状、機能等の複雑さ □4. 既設プラント設備の改修、撤去等特殊な工事 □5. その他（理由：　　） ※上記対応事項に☑が付くごとに**2 点の加点**とする。	3　対象プラント設備の構造、形状、機能等の複雑さ ･特に複雑な構造、形状、機能を有する設備等 (機械（環境）：燃焼設備、ボイラー設備、発電設備等) (機械（下水道・水道）：急速砂ろ過設備、消化タンク設備、汚泥焼却設備、脱水機設備等) (機械（みなと）：巻上装置・横行装置・起伏装置等) (機械（水道）：サージタンク他２つ以上のウォータハンマー対策の必要なポンプ設備、浄水場機械設備(単体発注分を除く)、排水処理機械設備(単体発注分を除く)、高度浄水処理設備) (電気（共通）：特高用機器、発電機(500kVA 以上)、アクティブフィルタ、PWM コンバータ、CRT 監視制御装置) (電気（環境）：制御用計算機設備、ＩＤＦインバータ) (電気（下水道）：降雨レーダ設備) (電気（みなと）：電気式振止装置、自動運転装置、モニタリング装置) (電気（水道）：送水ポンプ２系統以上自動制御、多重無線設備、制御用計算機設備、配水池流量制御（圧力補正あり）) (電気（交通）：鉄道用直流設備、電力管理システム、連動装置(20 進路以上)、自動列車制御装置、軌道回路装置、運行管理システム、列車無線装置) ･対象プラントの据付けが大規模なもの又は高速回転機器等、対象プラントの据付に特に高度な技術を要する。 (機械（共通）：ガスホルダ、消化槽機械撹拌機、ドラフトチューブ、ブロワ、ガスタービンエンジン、ボイラーチューブ等) (電気（共通）：特高用変圧器、発電機(500kVA 以上)) (電気（交通）：整流器(2000kW 以上) 4　既設プラント設備の改修、撤去等特殊な工事 ・既設プラントに対して、設備の全面的な更新やそれに伴う大幅なシステムの変更、大規模な改修。 (高度処理改造工事等、既設設置時に予定されていないものでかつ、大幅な機能変更を伴うもの) 5 その他 ・その他、プラント固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		Ⅲ技術固有の難しさへの対応 □6.工種及び工法の特殊性 □7.新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 □8.その他（理由：　　） ※上記対応事項に☑が付くごとに**2 点の加点**とする。	6 工種及び工法の特殊性 ・重量が 1t 以上の機器を、地上 10m を超える場所または地下 10m 以下の場所に設置、または重量５ｔ以上の機器を設置する場合 ・機械（環境）：ボイラーチューブの溶接及び蒸気タービン等 ・機械（下水道・水道）：ガスタービン、ブロワなどの高速回転機器、ガスタンク設備、消化槽機械撹拌機・ドラフトチューブ等 ・機械（下水道・みなと・水道）：船舶・潜水作業等 ・電気（共通）：導体断面 150mm㎡以上の低圧ケーブル布設または 100 心以上の制御ケーブル布設 ・電気（共通）：特高・高圧ケーブル布設 ・電気（交通）：直流き電ケーブル布設、電車線路架設 ・機械・電気（環境以外）：停止可能期間が数時間以下の既設プラントを改修、撤去する場合 ・機械・電気（環境）：停止可能期間が 1 日以下の既設プラントを改修、撤去する場合 ・特殊な工法及び材料等を用いた工事 7 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 ・施工方法に関して特に高度な技術を要する新技術等を採用している ・コンピュータシミュレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事 ・施工場所やプラントの特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事 ・技術提案された工法等が高度技術として評価できる場合 8 その他 ・その他、施工工法の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事

別紙－２（４／５）**【主任監督員評定】**　　**プラント設備**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	対応事項	【事例】 具体的な施工条件等への対応事例
４工事特性	Ⅰ施工条件等への対応	Ⅳ各種条件･環境又は土木(建築)構造物等の状況等の施工条件への対応等 □9．自然条件による制限 □10．土木(建築)構造物の状況による制限 □11．周辺住民等に対する騒音振動の配慮 □12．地中埋設物の地中内作業障害物 □13．周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □14．工事用道路、作業用スペース等の制約 □15．現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業 □16．騒音振動水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 □17．災害等での臨機の処置 □18．施工状況（条件）の変化に対応した施工方法等の自発的提案と対応 □19．その他（理由：　　） ※上記対応事項に☑が付くごとに **1 点の加点**とする。	9 自然条件による制限 ・自然条件による既設プラントの運転状況の変化により、工期及び施工方法の設定に制限があった工事 ・自然条件によって作業に著しい影響が生じた工事 10 土木(建築)構造物の状況による制限 ・土木(建築)構造物の状況により、プラント据付に関して詳細な調査を実施する他、荷重等を確認しながら再設計した工事 ・土木(建築)構造物の状況により、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要があった工事 ・施工場所が狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 11 周辺住民等に対する騒音振動の配慮 ・対処が困難で、特に慎重な対応が必要であった。（市街地での夜間工事等） 12 地中埋設物の地中内作業障害物 ・対処困難な障害物があった。 13 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ・対処が困難で、特に慎重な対応が必要であった。 14 工事用道路、作業用スペース等の制約 ・仮設条件の制約が厳しい。 15 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業 ・供用中の道路（概ね日交通量１万台以上）で片側交互通行又は供用している自専道等の路上工事での交通規制をした工事 ・供用中の道路での舗装及び修繕工事等 ・交通規制が必要な工事 16 騒音振動水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 ・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事 ・環境対策が工程に大きな影響を与えた工事 17 災害等での臨機の処置 ・施工期間中に災害等が発生したが、その被害を最小限に止める適切な処置を行った工事 18 施工状況（条件）の変化に対応した施工方法等の自発的提案と対応 ・施工状況(条件)の変化に対して、自発的な提案を行い最小限の施工方法の変更等で対応した工事 19 その他（施工現場での対応） ・自然条件又は土木（建築）構造物等の施工条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事 ・工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ・工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ・周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事 ・施工現場での対応が特に評価すべきものであると評価された工事
		Ⅴ長期工事における安全確保への対応 □20．現場施工期間が 12 ヶ月を超える工事で、事故がなく完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く） ※但し、ＳＡＳ登録に至らない事故は除く。 □21．その他（理由：　　） ※上記対応事項に☑が付くごとに**1 点の加点**とする。	
評価		評点：＿＿＿＿点	

※１.工事特性は、最大 20 点の加点評価とする。
※２.担当監督員が評価する「５．創意工夫」との二重評価は行わない。
※３.評価にあたっては、担当監督員等の意見も参考に評価する。

別紙－２（５／５）**【主任監督員評定】**　　**土木・プラント設備**

［記入方法］該当する項目の□にレマーク、適応事例の・に○を記入する。

項　目	法令遵守等の該当項目一覧表

7.法令遵守等

措　置　内　容	点　数
□　1.指名停止３ヶ月以上	－２０点
□　2.指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点
□　3.指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点
□　4.指名停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点
□　5.文書注意	－　８点
□　6.口頭注意	－　５点
□　7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－　３点
□　8.総合評価落札方式における技術提案が、受託者の責により履行されなかった場合	工事成績評定加算点相当分を減点
□　9.その他（理由：　　）	－　　点
□　10.項目該当なし	０点

減点計　　点

① 本評価項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、本工事の施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
① 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
② 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕または公訴された。
6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
12.安全管理が不適切であったことから工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
13.その他（理由：　　）

別紙－3（1／49 ）**【検査員評定】**　　**土木・プラント設備**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2 施工状況	Ⅰ施工管理	「評価対象項目」 適 対象 □ □ 契約書第 18 条第１項第１号から第５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □ □ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □ □ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □ □ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □ □ 工事材料の品質に影響がないよう工事材料を保管していることが確認できる。 □ □ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □ □ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □ □ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □ □ 下請に対する引き取り（完成）検査を、書面で実施していることが確認できる。 □ □ 品質確保のため、関係書類、出来形、品質等の確認を行っていることが確認できる。 □ □ 工事記録の整備が適時、的確になされていることが確認できる。 □ □ 全体的に工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 □ □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ □ その他（理由：　　） ※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。 適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価 判断基準　評価値が 90%以上・・・・・・・ａ 評価値が 80%～90%未満・・・・ｂ 評価値が 80%未満・・・・・・・ｃ ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ② 対象項目数が２項目以下の場合は「ｃ」評価とする。		□ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理について、監督職員からの改善指示に従わなかった。

別紙－３（２／４９ ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
３出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０%以内で、下記の「評価対象項目」の４項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０%以内で、下記の「評価対象項目」の３項目が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０%以内で、下記の「評価対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０%以内で、下記の「評価対象項目」の２項目が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□ 工事写真が工事記録写真作成要領（撮影項目一覧表）に基づき撮影されている。
□ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ その他（理由：　　）

①出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法及び寸法をいう。
③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

※ ばらつきの判断は別紙－８　参照。

機械設備工事（土木工事に付帯）　※上記欄によらず、当該欄で評価

a	a'	b	b'	c	d	e
優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

「評価対象項目」

適 対象

□ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
□ □ 設備全般にわたり形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。
□ □ 施工の写真記録が工事記録写真作成要領を満足し、出来形の確認ができる。
□ □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□ □ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
□ □ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
□ □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ □ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。
□ □ 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。

適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価＿＿＿＿

判断基準　評価値が 90%以上・・・・・・・a
評価値が 80%～90%未満・・・・a'
評価値が 70%～80%未満・・・・b
評価値が 60%～70%未満・・・・b'
評価値が 60%未満・・・・・・・c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－３（3／４９）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
３出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事（土木工事に付帯）　※上記欄によらず、当該欄で評価	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
			「評価対象項目」 適 対象 □ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 □ □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 □ □ 工事記録写真作成要領の管理項目を満足している。 □ □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ □ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認ができる。 □ □ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □ □ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 □ □ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かりやすく堅固に取り付けている。 □ □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ □ その他（理由：　　） ※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。 適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価 判断基準　評価値が 90%以上・・・・・・・・ａ 評価値が 80%～90%未満・・・・ａ' 評価値が 70%～80%未満・・・・ｂ 評価値が 60%～70%未満・・・・ｂ' 評価値が 60%未満・・・・・・・ｃ ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ② 対象項目数が２項目以下の場合は「ｃ」評価とする。		□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

別紙－3（4／49 ）**【検査員評定】**　　**プラント設備**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形（プラント機械設備・プラント電気設備）	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

適 対象

□ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。。

□ □ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。

□ □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。

□ □ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。

□ □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。

□ □ 写真管理基準の管理項目を満足している。

□ □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。

□ □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。

□ □ 予備品・付属品が不足なく、よく整理され、納入されていることが確認できる。

【プラント機械設備】

□ □ 塗装及び溶接の管理基準が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。

【プラント電気設備】

□ □ 配線･配管類が承諾図書及び仕様書を満足すると共に的確な施工を行っていることが確認できる。

□ □ その他（理由：　　）

（ ）（ ）☑マークした項目数

適の項目数（ ）／対象の項目数（ ）＝評価値（　　%）　　評価＿＿＿＿

判断基準　評価値が 90%以上・・・・・・・ａ

評価値が 80%～90%未満・・・・ａ'

評価値が 70%～80%未満・・・・ｂ

評価値が 60%～70%未満・・・・ｂ'

評価値が 60%未満・・・・・・・ｃ

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「ｃ」評価とする

別紙－3（5／49 ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	土工事（切土、盛土、堤防等工事）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－8　参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

適 対象

□ □　雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ □　段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
□ □　置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
□ □　締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □　一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
□ □　芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□ □　構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□ □　土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
□ □　ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
□ □　法面に有害な亀裂が無い。
□ □　伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □　その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。

適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－3（6／49 ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

<table>
<tr><th>項目</th><th>細別</th><th>工種</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ品質</td><td>コンクリート構造物工事</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－8　参照。
「評価対象項目」
適 対象
□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□ □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
□ □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 有害なクラックが無い。
□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th colspan="2">ばらつきで判断不可能</th><th rowspan="2">ばらつきによる判断になじまない</th></tr>
<tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>打点数が少ない</th><th>管理図等を作成していない</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td><td>c</td><td>a'</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td><td>c</td><td>b</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－３（７／４９ ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
３出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	基礎工事・地盤改良工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－８　参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
適 対象

【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】
□ □ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
□ □ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
□ □ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
□ □ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
□ □ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２m以上挿入して施工していることが確認できる。
□ □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
□ □ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
□ □ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

【地盤改良関係】
□ □ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
□ □ 事前に土質調査を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
□ □ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－３（８／４９ ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
３出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	法面工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－８　参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

適 対象

【共通】

□ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）

□ □ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。

□ □ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。

□ □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。

□ □ その他（理由：　　）

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】

□ □ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。

□ □ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。

□ □ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。

□ □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。

□ □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。

□ □ その他（理由：　　）

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】

□ □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ 金網の重ね幅が１０㎝以上確保されていることが確認できる。

□ □ 金網が破損を生じていないことが確認できる。

□ □ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。

□ □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。

□ □ 吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。

□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

□ □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。

□ □ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。

□ □ その他（理由：　　）

【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】

□ □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ アンカーを設計図書通りの長さで施工していることが確認できる。

□ □ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。

□ □ 強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

□ □ 枠内に空隙が無いことが確認できる。

□ □ 層間にはく離が無いことが確認できる。

□ □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。

□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。

適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価＿＿＿＿

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－３（９／４９ ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
３出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	塗装工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－８　参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

適 対象

□ □　塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□ □　ケレンを入念に実施していることが確認できる。
□ □　天候状況の確認、気温及び湿度等の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
□ □　塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
□ □　鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
□ □　塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
□ □　塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
□ □　溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
□ □　塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□ □　その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。

適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－3（10／49 ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	河川工事（護岸・根固・水制、多自然川づくり）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－8 参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

適 対象

□ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□ □ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
□ □ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
□ □ 石積（張）工において、大きさ及び重さが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
□ □ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
□ □ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
□ □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
□ □ 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
□ □ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 有害なクラックが無い。
□ □ 瀬替え、水替えが適切に行われるなど、工事目的物に不純物等が混入しないための品質確保の対策が行われている。
□ □ 生物の生息に配慮して施工されている（必要最小限の施工ヤードや土砂の掘削・仮置き、生物の工事中の保管・復元、放流など）
□ □ 景観に配慮して施工されている。（草木の復元、必要最小限の伐採）
□ □ 外来種対策（残根・種子、卵等の排除・移動防止）がとられている。
□ □ 親水面で安全な材料、構造となっている、またはそのための提案がなされ施工されている。
□ □ 低水路の線形が自然な蛇行となっている、またはそのための提案がなされ施工されている。
□ □ 淵・瀬が形成されている、またはそのための提案がなされ施工されている。
□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価＿＿＿＿

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－3（11／49 ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井戸工事を含む）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－８　参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
適 対象

【共通】
□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固め時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ □ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
□ □ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
□ □ 有害なクラックが無い。
□ □ その他（理由：　　）

【砂防構造物工事に適用】
□ □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□ □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□ □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】
□ □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
□ □ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。
□ □ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－3（12／49）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	II品質	道路工事（街渠工及び舗装工等をともに含む工事）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－8　参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
適 対象
［土工他］
□ □　掘削床付け面が乱されずに施工されている。
□ □　地表水及び地下水を良好に排水するよう施工されている。
□ □　床掘、埋戻し、締固めが仕様書の規定（作業土工）とおりに施工されている。
□ □　プレキャスト街渠等の継目部、集水枡との接続部が水密性を保ち、段差を生じていない。
□ □　側溝蓋、集水枡蓋等が路面と段差を生じず平坦である。
□ □　管渠、側溝の底面が滑らかで一様な勾配である。
［コンクリート２次製品］
□ □　コンクリート2次製品の品質証明書が整備されている。
□ □　製品に有害なひび割れ、損傷等がない。
［生コンクリート］
□ □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体である。
□ □　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法や養生方法等が、定められた条件を満足している。
[舗装]
□ □　所定の CBR 試験及びプルーフローリングが行われている。
□ □　所定の密度管理が行われている。
□ □　路盤の安定処理が材料が均一になるよう施工されている。
□ □　アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
□ □　舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物が除去されている。
□ □　プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録されている。
□ □　舗設後の交通の開放が、定められた条件を満足している。
□ □　各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
□ □　縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする

別紙－３（１３／４９ ）**【検査員評定】** **土木** ［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
３出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	舗装工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－８ 参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
適 対象

【路床・路盤工関係】
□ □ 設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。
□ □ 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
□ □ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
□ □ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□ □ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０㎝以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
□ □ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
□ □ その他（理由： ）

【アスファルト舗装工関係】
□ □ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
□ □ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□ □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
□ □ 舗設後の交通の開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
□ □ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
□ □ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ その他（理由： ）

【コンクリート舗装工関係】
□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ □ 舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
□ □ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
□ □ その他（理由： ）

※( )にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（ ）／対象の項目数（ ）＝評価値（ %） 評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「ｃ」評価とする。

別紙－3（14／49 ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	鋼橋工事（RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－8 参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
適 対象

【工場製作関係】
□ □ 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
□ □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ □ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
□ □ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
□ □ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
□ □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□ □ 素地調整を行う場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
□ □ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
□ □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□ □ その他（理由： ）

【架設関係】
□ □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□ □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□ □ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
□ □ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
□ □ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
□ □ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
□ □ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。
□ □ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
□ □ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
□ □ その他（理由： ）

※( )にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（ ）／対象の項目数（ ）＝評価値（ %）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－3（15／49 ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	コンクリート橋上部工事（PC及びRCを対象）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－8 参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

適 対象

□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ □ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
□ □ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
□ □ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
□ □ 有害なクラックが無い。
□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。

適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－3（16／49 ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	トンネル工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－8　参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

適 対象

□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。

□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。

□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

□ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。

□ □ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。

□ □ 坑内観測調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ 計測管理を日々行っており､その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。

□ □ 金網の継ぎ目を１５㎝以上重ね合わせて施工していることが確認できる。

□ □ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付けコンクリートの一層厚さが１５㎝以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。

□ □ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。

□ □ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。

□ □ 逆巻の場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。

□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。

適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－3（17／49 ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	電線共同溝工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－8 参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

適 対象

□ □ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
□ □ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
□ □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
□ □ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
□ □ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
□ □ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
□ □ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－3（18／49 ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－８　参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

適 対象

□ □ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
□ □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
□ □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
□ □ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えていることが確認できる。
□ □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
□ □ ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が１０％以下であることが確認できる。。
□ □ 区画線の厚さが見本等で、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
□ □ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
□ □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
□ □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。

適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－3（19／49 ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

<table>
<tr><th>項目</th><th>細別</th><th>工種</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅱ品質</td><td>維持工事（清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）</td><td colspan="5">「評価対象項目」
適 対象
□ □ 使用する材料の品質・形状が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ □ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ □ 既存物を傷めず、細部まで適切に取り組んでいることが確認できる。
□ □ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：
判断基準
※ 該当項目が6項目以上・・・・・・・a
※ 該当項目が5項目・・・・・・・・・a'
※ 該当項目が4項目・・・・・・・・・b
※ 該当項目が3項目・・・・・・・・・b'
※ 該当項目が2項目以下・・・・・・・c
注：記載の5項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td>修繕工事（橋梁補強、耐震補強、落橋防止等）</td><td colspan="5">「評価対象項目」
適 対象
□ □ 使用する材料の品質・形状が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ □ 施工前後に必要な調査を行い、適切に施工していることが確認できる。
（例：Co橋の場合　鉄筋探査（施工前）、定着長調査（施工後）等）
□ □ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：
判断基準
※ 該当項目が6項目以上・・・・・・・a
※ 該当項目が5項目・・・・・・・・・a'
※ 該当項目が4項目・・・・・・・・・b
※ 該当項目が3項目・・・・・・・・・b'
※ 該当項目が2項目以下・・・・・・・c
注：記載の5項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－3（２０／４９ ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	公園工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－８ 参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

適 対象

□ □ 独自の品質管理基準を設け、より厳しい管理を行っている。
□ □ 品質管理についての工事記録写真が整理されている。
□ □ 仕様書で定めている品質管理が、頻度・種類とも実施されている。
□ □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られた。
□ □ その他（理由： ）

※( )にレマークを記入した項目数を記入する。

適の項目数（ ）／対象の項目数（ ）＝評価値（ %）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－3（２１／４９ ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	植栽工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－８　参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

適 対象

□ □ 植栽について独自の基準を設けている。
□ □ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。
□ □ 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
□ □ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
□ □ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
□ □ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
□ □ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り、がれきなど生育に有害な物を取り除き、植穴底部を耕していることが確認できる。
□ □ 支柱をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
□ □ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
□ □ 施工管理記録などから土壌改良など不可視部分の出来ばえの良さが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。

適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－３（２２／４９ ）**【検査員評定】**　　**土木**

[H15 神戸市独自作成]［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	港湾築造工事（浚渫、海岸築造工事を含む）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－８ 参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
適 対象

【共通】
□ □ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工している。
□ □ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。
□ □ 航行船舶に影響がないよう十分検討して施工されている。
□ □ 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われている。
□ □ 気象・海象を十分に調査して施工されている。
□ □ 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。
□ □ 一般船に十分注意して施工している。
□ □ 作業船が十分管理下におかれ、統率されている。

【浚渫・床掘関係】
□ □ 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。
□ □ 浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。
□ □ 潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。
□ □ 土壌改良を適切に行っていることが記録で確認できる。
□ □ 土捨場土量に制約がある場合、適切な土量で許容範囲に精度よく平坦に仕上がっている。
□ □ 土質に対して適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。（大型船による施工で作業日数短縮等も含む）
□ □ 浚渫・床掘時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工している。
□ □ 浚渫工または床掘工において作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定している。
□ □ 土砂運搬において、施工の効果、周辺海域の利用状況を考慮して、運搬経路を選定している。
□ □ 床掘工において、底面、法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の材料で埋め戻しを行っている。
□ □ 置換材の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。
□ □ 砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされている。

【地盤改良関係】
□ □ 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。
□ □ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。
□ □ サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。
□ □ ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したペーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されている。
□ □ 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。
□ □ 前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。
□ □ 盛り上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。
□ □ 捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されている。
□ □ 施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されている。
□ □ マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。
□ □ 捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。

【マット、捨石及び均し関係】
□ □ 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。
□ □ マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。
□ □ 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。
□ □ 裏込めが既設構造物及び砂防目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。

【本体：杭及び矢板、控工関係】
□ □ 鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。
□ □ 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されている。
□ □ 杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されている。
□ □ 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。
□ □ 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させている。
□ □ タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。
□ □ タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。
□ □ 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。

【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】
□ □ ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われている。
□ □ ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われている。
□ □ ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されている。
□ □ ｺﾝｸﾘｰﾄブロック据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われている。
□ □ ブロック据付等において、ブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されている。
□ □ ケーソンえい航に先立ち、気象・海象を十分調査し、適切な時期を選定されている。
□ □ ケーソンえい航に先立ち、上蓋、安全ネットまたはつり足場等を設置し、墜落防止の措置をとられている。
□ □ ケーソン注水時の隔壁の水頭差が１m以内になるように管理されている。
□ □ ケーソン仮置き、据付の時期について、仕様書を満足するように実施されている。
□ □ 中詰めにおいて海上漏出がないように施工されている。

次ページへつづく

別紙－３（２３／４９）

【コンクリート関係】

□ □ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度、水セメント比、最大骨材粒径、塩基総量等）が確認できる。
□ □ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。
□ □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている（寒中及び暑中コンクリート等を含む）。
□ □ コンクリート強度を管理し、必要な強度に達した後に、型枠、支保工の取り外しを行っている。
□ □ コンクリート供試体が当該現場のものである。
□ □ 鉄筋の規格が品質を証明する書類で確認できる。
□ □ 鉄筋の引張強度、曲げ強度が試験値で確認できる。
□ □ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までさび、どろ、油等の有害物質が鉄筋に付着しないよう保管管理がされている。
□ □ 鉄筋の組立・加工が設計図書を満足したものである。
□ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
□ □ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
□ □ ｺﾝｸﾘｰﾄの養生が、仕様書に定められたとおり行われている。
□ □ 進行性または有害なクラックがない。（ある場合、無処理にしていた場合は状況に応じてｄまたはｅ）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。

適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a’	b	b	c	a’
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’	c	b
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c	c	b’
	60%未満	b’	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「ｃ」評価とする。

別紙－３（２４／４９ ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
３出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	海岸工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－８　参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

適 対象

□ □ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。

□ □ 運搬、打設、締固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

□ □ コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。

□ □ 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。

□ □ 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。

□ □ 工事期間中、１日１回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。

□ □ 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。

□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。

適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－3（２５／４９ ）**【検査員評定】**　　**土木**

[H15 神戸市独自作成]　　［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	空港用地造成工事（排水工事、地盤改良工事を含む）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－８ 参照。 「評価対象項目」 適 対象 【土工関係】 □ □ 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。 □ □ 段切り等が施工前に適切に行われている。 □ □ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工している。 □ □ 締固めを適切な条件で施工している。 □ □ 筋芝または種子吹付等を適切に行っている。 □ □ 構造物周辺の締固め等の処理を適切に行っている。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

□ □ 土羽土の土質が適正である。
□ □ 法面に有害なクラックや損傷部がない。

【コンクリート関係】
□ □ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適正なコンクリートの規格（強度、水セメント比、最大骨材粒径、塩基総量等）が確認できる。
□ □ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。
□ □ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている（寒中及び暑中コンクリート等を含む）。
□ □ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理している。
□ □ 鉄筋の規格が品質を証明する書類で確認できる。
□ □ 鉄筋の引張強度、曲げ強度が試験値で確認できる。
□ □ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までさび、どろ、油等の有害物質が鉄筋に付着しないよう保管管理がされている。
□ □ 鉄筋の組立・加工が設計図書を満足したものである。
□ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
□ □ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
□ □ ｺﾝｸﾘｰﾄの養生が、仕様書に定められたとおり行われている。
□ □ 進行性または有害なクラックがない。（ある場合、無処理にしていた場合は状況に応じてｄまたはｅ）

【排水工関係】
□ □ 鉄筋コンクリートカルバートは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がない。
□ □ ＰＣボックスカルバートは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がない。
□ □ 管渠（コンクリート管等）は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がない。
□ □ 開渠、マンホール及び蓋は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がない。
□ □ 基準高、方向等前後の水路となじみよく取り付けている。
□ □ 基礎の掘削において掘り過ぎがなく施工されている。
□ □ 床掘箇所の湧水及び滞水などを排除して施工されている。
□ □ 埋戻し材料について設計図書を満たしている。
□ □ 進行性または有害なクラックがない。（ある場合、無処理にしていた場合は状況に応じてｄまたはｅ）

【地盤改良関係】
□ □ 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。
□ □ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。
□ □ サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。
□ □ ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したペーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されている。
□ □ 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。
□ □ 前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。
□ □ 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。
□ □ 改良材のバッチ管理記録が適切に整理され、設計図書どおりの配合で施工されている。
□ □ 杭の打止め管理方法または場所打杭の施工管理方法等が整備されており、かつ記録が簡潔に整備されている。
□ □ スラリー噴出量、強度確認、セメントミルクの比重管理等の品質に係わる事項の管理資料が不足なく整理されている。

次ページへ続く

別紙－3（２６／４９）

【杭及び矢板関係】
□ □ 鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。
□ □ 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されている。
□ □ 杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されている。
□ □ 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。
□ □ 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させている。
□ □ タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。
□ □ タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。
□ □ 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。

適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－3（２７／４９ ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する

<table>
<tr><th>項目</th><th>細別</th><th>工種</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅱ品質</td><td rowspan="2">空港舗装工事</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－８　参照。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="7">「評価対象項目」
適 対象
【路床・路盤工関係】
□ □　施工に先立ち、ＣＢＲ値を測定し、適正な施工の基礎資料収集を行っている。
□ □　路床・路盤工のプルーフローリング（自主管理）を行っている。
【アスファルト舗装工関係】
□ □　設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。（アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く）
□ □　混合物の温度管理が、プラント出荷時・フィニッシャー投入前・舗設時等で整理・記録されている。
□ □　舗設後、直ちに供用する必要のある場合で、交通開放を適切に行っている。
□ □　舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。
□ □　目地の処理が仕様書に定められた通りであることが確認できる。
□ □　気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締固め等）の配慮が行われている。
【コンクリート舗装工関係（ＰＣ舗装含む）】
□ □　設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度、水セメント比、最大骨材粒径、塩基総量等）が確認できる。
□ □　コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。
□ □　コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。
□ □　チェアー、タイバー等の保管管理が適正であることが確認できる。
□ □　鉄筋の規格がミルシートまたは公的機関の試験成績表で確認できる。
□ □　鉄筋の引張強度または曲げ強度が試験値で確認できる。
□ □　コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
□ □　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
□ □　スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。
□ □　スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
□ □　緊張及びグラウト管理が適切に実施されている。
□ □　緊張及びグラウト管理が適切に実施されている。
□ □　プレストレッシング時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の 1.7 倍以上であることが確認できる。
【排水工関係】
□ □　鉄筋コンクリートカルバートは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がない。
□ □　ＰＣボックスカルバートは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がない。
□ □　管渠（コンクリート管等）は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がない。
□ □　開渠、マンホール及び蓋は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がない。
□ □　基準高、方向等前後の水路となじみよく取り付けている。
□ □　基礎の掘削において掘り過ぎがなく施工されている。
□ □　床掘箇所の湧水及び滞水などを排除して施工されている。
□ □　埋戻し材料について設計図書を満たしている。
□ □　進行性または有害なクラックがない。（ある場合、無処理にしていた場合は状況に応じてｄまたはｅ）

次ページへつづく</td></tr>
</table>

別紙－3（２８／４９）

【防護柵（網）・標識・区画線関係】

□ □ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。
□ □ ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が 10%以下である。
□ □ 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。
□ □ 防護柵床掘の仕上がり面において、地山を乱さないように、不陸が生じないように施工している。
□ □ 防護柵の支柱の施工により既設舗装に悪影響を及ぼしていない。
□ □ 区画線の厚さが見本で確認できる。
□ □ 区画線の視認性が昼間、夜間ともに確認されている。
□ □ 設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除いて区画線が施工されている。
□ □ 区画線の消去が表示材（塗料）のみの除去となり路面への影響が最小限となっている。
□ □ プライマーを路面に均等に塗布している。

※( )にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（ ）／対象の項目数（ ）＝評価値（ %） 評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a’	b	b	c	a’
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’	c	b
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c	c	b’
	60%未満	b’	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－3（29／49）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	ほ場整備工事（区画整理）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－8　参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
適 対象
［整地工関係］
□ □　現況表土厚、有効土層が確認できる。
□ □　耕作に支障となる雑物、レキ等が処理され、設計図書に定められた条件を満足できることが確認できる。
□ □　表土扱いにあたり基盤土を混入させないよう注意し、集積した表土が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　基盤均平を入念に施工し、過転圧やこね返しがないことが確認できる。
［道路工関係］
□ □　盛土にあたり排水を考慮し、泥ねい化を防いでいることが確認できる。
□ □　路面仕上げ面が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　敷砂利の厚みが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
［用排水路工関係（コンクリート２次製品）］
□ □　コンクリート2次製品の品質証明書が確認できる。
□ □　製品に有害なひび割れ、損傷等がない。
□ □　床掘仕上げ面は不陸がなく、湧水処理がなされていることが確認できる。
□ □　埋戻し土の転圧が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
［管路工関係］
□ □　掘削床付け面が乱されずに施工していることが確認できる。
□ □　基礎砂の厚さ及び幅、転圧が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　管路の接合が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
［暗渠排水関係］
□ □　配管の各連結部が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　床掘仕上げ面が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　埋戻し及び締固めが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
［コンクリート構造物関係］
□ □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法や養生方法等が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □　その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－３（３０／４９）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
３出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	ため池工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－８　参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

適 対象

［土工関係］

□ □　雨水･湧水による崩壊がおこらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ □　基盤地盤の掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないよう施工していることが確認できる。
□ □　締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □　構造物周辺の締固めが設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□ □　品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
□ □　法面に有害な亀裂がない。

［コンクリート構造物関係］

□ □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法や養生方法等が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □　コンクリートの打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ □　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　有害なクラックがない。

［その他］

□ □　構造物の床掘仕上げ面は不陸がなく、湧水処理を実施していることが確認できる。
□ □　裏込材、胴込コンクリートの充填又は締固めが、設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□ □　緑化ブロック、石･ブロック積（張）、法枠、かごマット等で、材料のかみ合わせ又は連結が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　護岸工の端部や曲線部の処理･水密性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　張ブロック、積ブロック等コンクリート２次製品に有害なひび割れ、損傷がない。
□ □　筋芝･張芝又は種子吹付け等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　鋼構造物（斜樋、ゲート等）の形状･寸法･性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。

適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－３（３１／４９）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
３出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	パイプライン工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－８　参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

適 対象

□ □　雨水による崩壊がおこらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ □　掘削床付け面が乱されずに施工していることが確認できる。
□ □　掘削（山留）内の排水処理を実施していることが確認できる。
□ □　締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □　基礎砂の厚さ及び幅、転圧が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　埋設シートの施工が確認できる。
□ □　既設構造物と近接又は交差する時の間隔が30cm以上離れていることが確認できる。
□ □　管路の接合が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　布設管路の施工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　アスファルト混合物の温度管理がプラント出荷時、現場到着時、舗設時等において記録していることが確認できる。
□ □　舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □　舗装各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
□ □　縦目地及び横目地の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □　漏水試験または水圧試験による試験結果が確認できる。
□ □　その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。

適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－3（32／49）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

<table>
<tr><th>項目</th><th>細別</th><th>工種</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="2">II品質</td><td>開削管路工事</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－8　参照。
「評価対象項目」
適 対象
□ □ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
□ □ 材料の品質規格証明書が整備されている。
□ □ 管にクラック、異常な扁平等がない。
□ □ 管の接合が仕様書の規定通り施工されている。
□ □ 管の布設及び埋め戻しが仕様書の規定通り施工されている。
□ □ その他（　　）
※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価
注：試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。
判断基準
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th colspan="2">ばらつきで判断不可能</th><th rowspan="2">ばらつきによる判断になじまない</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>打点数が少ない</th><th>管理図等を作成していない</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td><td>c</td><td>a'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td><td>c</td><td>b</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td>推進工事</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－8　参照。
「評価対象項目」
適 対象
□ □ 材料の品質規格証明書が整備されている。
□ □ 遠心力鉄筋コンクリート管等にクラックの発生及び欠損がない。
□ □ 管の継手部が適切に施工され漏水がない。
□ □ 滑材及び裏込め注入が確実に行われている。
□ □ その他（　　）
※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価
判断基準
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th colspan="2">ばらつきで判断不可能</th><th rowspan="2">ばらつきによる判断になじまない</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>打点数が少ない</th><th>管理図等を作成していない</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td><td>c</td><td>a'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td><td>c</td><td>b</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－３（３３／４９）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
３出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	シールド工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－８　参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

適 対象

□ □　材料の品質規格証明書が整備されている。
□ □　セグメントが仕様書・製作要領書に基づいて製作されている。
□ □　セグメントに損傷及び補修痕がない。
□ □　セグメント組立時に目違い、異物の挟み込み等に注意し丁寧に組立を行い、所定のトルクでボルトが締め付けられていることが確認できる。
□ □　セグメント組立後、真円保持装置を使用し形状確保に努めている。
□ □　セグメント継手面シール等の防水工が、仕様書に基づき適切に施工され漏水がない。
□ □　施工後のコンクリート系セグメントにクラックの発生及び欠けがない。
□ □　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□ □　スチールフォーム等の取り外しに関して管理されている。
□ □　施工に先立ち配合試験を行い、コンクリートの品質向上に取り組んでいる。
□ □　コンクリートの現場養生が、仕様書等の規定に従い適切に実施されている。
□ □　二次覆工コンクリートにクラックの発生がない。
□ □　その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。

適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－3（34／49）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

<table>
<tr><td>項目</td><td>細別</td><td>工種</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅱ品質</td><td>管更生工事</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－8　参照。
「評価対象項目」
適 対象
□ □　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□ □　材料の製造証明書及び品質証明書が整備されている。
□ □　障害物の処理が適正に行われている。
□ □　形成管の物性試験の結果が規格値を満足している。
□ □　安全管理、環境対策が適正に実施されている。
□ □　事前調査の内容が十分反映され、管路診断が行われるとともに、必要な各種計算(管厚・耐震)が整っている。
□ □　施工スパン毎に必要な管理値が明示され、それに基づいて施工管理の記録が整備されている。
□ □　その他（　　）
※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価
判断基準</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="7">
<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td colspan="2">ばらつきで判断不可能</td><td rowspan="2">ばらつきによる判断になじまない</td></tr>
<tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td><td>打点数が少ない</td><td>管理図等を作成していない</td></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td><td>c</td><td>a'</td></tr>
<tr><td>75%以上 90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td><td>c</td><td>b</td></tr>
<tr><td>60%以上 75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする
</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>防食工事</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－8　参照。
「評価対象項目」
適 対象
□ □　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□ □　材料の品質証明書が整備されている。
□ □　下地処理が入念に施工されていることが確認できる。
□ □　気温・湿度の条件が仕様書の制限を満足している。
□ □　塗り残し、気泡、むら、たれ等の欠陥がない。
□ □　塗膜に有害な付着物がない。
□ □　ガラスクロスの重ね代が適正に施工されていることが確認できる。
□ □　各層での仕上状態が確認できる。
□ □　その他（　　）
※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価
判断基準</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="7">
<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td colspan="2">ばらつきで判断不可能</td><td rowspan="2">ばらつきによる判断になじまない</td></tr>
<tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td><td>打点数が少ない</td><td>管理図等を作成していない</td></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td><td>c</td><td>a'</td></tr>
<tr><td>75%以上 90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td><td>c</td><td>b</td></tr>
<tr><td>60%以上 75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。
</td></tr>
</table>

別紙－3（35／49）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	蓋取替工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 ＜判断基準参照＞［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－8　参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

適 対象

□ □　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□ □　材料の品質証明書が整備されている。
□ □　現場条件に適合した材料を選定したことが確認できる。
□ □　使用した材料にヒビ、欠損がない。
□ □　現場養生が共通仕様書に従い適正に施工されている。
□ □　その他（　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。

適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。

別紙－３（３６／４９）【検査員評定】　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

<table>
<tr><th>項目</th><th>細別</th><th>工種</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="4">Ⅱ品質</td><td rowspan="2">水道管布設工事</td><td colspan="4">□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］</td><td>□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。</td><td>□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
適 対象
□ □　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□ □　材料の品質規格証明書が整備されている。
□ □　管類の取扱い、運搬に際しては、管体及び内外面の塗装等を損傷しないよう適切な処置を講じている。
□ □　管の継手部が適切に施工され漏水がない。
□ □　管保護工の施工が適切である。
□ □　明示テープ、ポリエチレンスリーブの施工が適切である。
□ □　埋戻しの締固めが適切である。
□ □　舗装復旧の施工が適切である。
□ □　その他（　　）
※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象項目数（　）＝評価値（　　%）
評価
評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%～90未満・・・・a'
評価値が70%～80未満・・・・b
評価値が60%～70未満・・・・b'
評価値が 60%未満・・・・・・c
①　評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
②　対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。</td><td>□　本市から文書による改善指示を行った。</td><td>□　工事請負契約書第17条第３項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水道鋼管工事及び水道鋳鉄管工事</td><td colspan="4">□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］</td><td>□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。</td><td>□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
適 対象
□ □　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□ □　材料の品質規格証明書が整備されている。
□ □　溶接棒の使用が適切である。
□ □　溶接が適切である。
□ □　塗覆装、塗装等が適切である。
□ □　管類の取扱い、運搬に際しては、管体及び内外面の塗装等を損傷しないよう適切な処置を講じている。
□ □　管の継手部が適切に施工され漏水がない。
□ □　その他（　　）
(　)(　)※レマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象項目数（　）＝評価値（　　%）
評価
評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%～90未満・・・・a'
評価値が70%～80未満・・・・b
評価値が60%～70未満・・・・b'
評価値が60%未満・・・・・・c
①　評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
②　対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする。</td><td>□　本市から文書による改善指示を行った。</td><td>□　工事請負契約書第17条第３項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
</table>

別紙－３（３７／４９）【検査員評定】　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する

<table>
<tr><th>項目</th><th>細別</th><th>工種</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅱ品質</td><td rowspan="2">鋼製貯水槽工事</td><td colspan="4">□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］</td><td>□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ａ及びｂに該当しない。</td><td>□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
適 対象
□ □ 鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。
□ □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
□ □ 溶接作業にあたり、天候・温度・湿度等作業状況が適切に記録され確認できる。
□ □ 溶接部の品質確認のため、適切な検査がされている。
□ □ 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む）
□ □ 素地調整の場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
□ □ 塗装作業にあたり、天候・温度・湿度等作業状況が適切に記録され確認できる。
□ □ 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。
□ □ 基礎が精度良く（水平レベル）仕上げられている。
□ □ 底版等の組立に際し、基礎を傷つけることがないよう注意して施工されている。

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）
評価

評価値が90%以上・・・・・・ａ
評価値が80%～90未満・・・・ａ'
評価値が70%～80未満・・・・ｂ
評価値が60%～70未満・・・・ｂ'
評価値が60%未満・・・・・・ｃ

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「ｃ」評価とする。</td><td>□　本市から文書による改善指示を行った。</td><td>□　工事請負契約書第 17 条第３項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
</table>

別紙－３（３８／４９ ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
３出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	機械設備工事（土木工事に付帯）	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
適 対象
□ □ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し、品質の確認ができる。
□ □ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
□ □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
□ □ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
□ □ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し、品質の確認ができる。
□ □ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し、品質の確認ができる。
□ □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
□ □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し、品質の確認ができる。
□ □ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
□ □ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
□ □ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。
□ □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
□ □ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□ □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
□ □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
□ □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
□ □ 回転部や高音部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
□ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ □ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準　評価値が90%以上・・・・・・・ａ
評価値が80%～90%未満・・・・ａ'
評価値が70%～80%未満・・・・ｂ
評価値が60%～70%未満・・・・ｂ'
評価値が60%未満・・・・・・・ｃ

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「ｃ」評価とする。

別紙－3（39／49 ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	電気設備工事（土木工事に付帯）	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

適 対象

□ □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。
□ □ 材料、部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
□ □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
□ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書の記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
□ □ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
□ □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
□ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□ □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。

適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準　評価値が 90%以上・・・・・・・ａ
評価値が 80%～90%未満・・・・ａ'
評価値が 70%～80%未満・・・・ｂ
評価値が 60%～70%未満・・・・ｂ'
評価値が 60%未満・・・・・・・ｃ

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「ｃ」評価とする。

別紙－３（４０／４９ ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
３出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	通信設備工事、受変電設備工事（土木工事に付帯）	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

適 対象

□ □ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
□ □ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
□ □ 材料の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書の記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
□ □ 設備全体についての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
□ □ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。
□ □ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
□ □ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
□ □ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。
□ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□ □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。

適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準　評価値が 90%以上・・・・・・・ａ
評価値が 80%～90%未満・・・・ａ'
評価値が 70%～80%未満・・・・ｂ
評価値が 60%～70%未満・・・・ｂ'
評価値が 60%未満・・・・・・・ｃ

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「ｃ」評価とする。

別紙－3（41／49 ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質	上記以外の工事（情報ボックス、浚渫工等）又は合併工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－8　参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
適 対象
□ □ 理由：
□ □ 理由：
□ □ 理由：
□ □ 理由：
□ □ 理由：
□ □ 理由：
□ □ 理由：
□ □ 理由：

※(　)にレマークを記入した項目数を記入する。
適の項目数（　）／対象の項目数（　）＝評価値（　　%）　　評価

判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		ばらつきによる判断になじまない
		50%以下	80%以下	80%を超える	打点数が少ない	管理図等を作成していない	
評価値	90%以上	a	a'	b	b	c	a'
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	c	b
	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c	c	c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする

別紙－3（４２／４９ ）**【検査員評定】**　　**プラント設備**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3出来形及び出来ばえ	Ⅱ品質（プラント機械設備・プラント電気設備）	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

適 対象

□ □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。
□ □ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ □ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
□ □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
□ □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
□ □ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ □ 設備の構造や機器の配置において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□ □ 施工完了時の試験及び記録が適切である。
□ □ 施工の品質及び形状が適切で良好であることが確認できる。
□ □ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
□ □ プラント設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
□ □ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。

【プラント機械設備】

□ □ バルブの開度、計器類の運転範囲の表示等、保守・管理に配慮がなされていることが確認できる。
□ □ 塗装及び溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。

【プラント電気設備】

□ □ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していること確認できる。

□ □ その他（理由：　　）

（ ）（ ）☑マークした項目数

適の項目数（ ）／対象の項目数（ ）＝評価値（　　%）　　評価＿＿＿＿

判断基準　評価値が 90%以上・・・・・・・a
評価値が 80%～90%未満・・・・a'
評価値が 70%～80%未満・・・・b
評価値が 60%～70%未満・・・・b'
評価値が 60%未満・・・・・・・c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
② 対象項目数が２項目以下の場合は「c」評価とする

別紙－３（４３／４９ ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する

項目	細別	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	土工事 （盛土・築堤工事等）	「評価対象項目」 □ 仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 構造物へのすりつけなどが良い。 □ 全体的な美観が良い。		「判断基準」 該当４項目以上・・・・a 該当３項目・・・・・・b 該当２項目・・・・・・c 該当１項目以下・・・・d **評価**＿＿＿＿	
		切土工事	「評価対象項目」 □ 規定された勾配が確保されている。 □ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 □ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □ 全体的な美観が良い。		「判断基準」 該当５項目以上・・・・a 該当４項目・・　・・b 該当３項目・・・・・・c 該当２項目以下・・・・d **評価**＿＿＿＿	
		コンクリート構造物工事 道路工事（街渠、舗装） 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	「評価対象項目」 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ クラックが無い。 □ 漏水が無い。 □ 全体的な美観が良い。		「判断基準」 該当５項目以上・・・・a 該当４項目・・・・・・b 該当３項目・・・・・・c 該当２項目以下・・・・d **評価**＿＿＿＿	
		基礎工工事 （地盤改良等を含む）	「評価対象項目」 □ 土工関係の仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 端部及び天端の仕上げが良い。 □ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良は「ｃ」評価とする。		「判断基準」 該当３項目以上・・・・a 該当２項目・・・・・・b 該当１項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・d **評価**＿＿＿＿	
		法面工事	「評価対象項目」 □ 通りが良い。 □ 植生、吹付等の状態が均一である。 □ 端部処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。		「判断基準」 該当３項目以上・・・・a 該当２項目・・・・・・b 該当１項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・d **評価**＿＿＿＿	
		塗装工事 （工場塗装を除く）	「評価対象項目」 □ 舗装の均一性が良い。 □ 細部まできめ細かな施工がされている。 □ 補修箇所が無い。 □ ケレンの施工状況が良好である。 □ 全体的な美観が良い。		「判断基準」 該当４項目以上・・・・a 該当３項目・・・・・・b 該当２項目・・・・・・c 該当１項目以下・・・・d **評価**＿＿＿＿	
		河川工事 （護岸・根固・水制、多自然川づくり）	「評価対象項目」 □ 通りが良い。 □ 材料のかみ合わせが良く、クラックが無い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 生物の生息環境の保全・創造・再生に配慮されている。 □ 全体的な美観が良い。		「判断基準」 該当５項目以上・・・・a 該当４項目・・・・・・b 該当３項目・・・・・・c 該当２項目以下・・・・d **評価**＿＿＿＿	

別紙－３（４４／４９ ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する

項目	細別	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	地すべり防止工事	「評価対象項目」 □ 地山との取り合いが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □ 全体的な美観が良い。		「判断基準」 該当３項目以上・・・・a 該当２項目・・・・・・b 該当１項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・d **評価**	
		舗装工事	「評価対象項目」 □ 舗装の平坦性が良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 雨水処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。		「判断基準」 該当５項目以上・・・・a 該当４項目・・・・・・b 該当３項目・・・・・・c 該当２項目以下・・・・d **評価**	
		鋼橋工事	「評価対象項目」 □ 表面に補修箇所が無い。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 溶接に均一性がある。 □ 塗装に均一性がある。 □ 全体的な美観が良い。		「判断基準」 該当４項目以上・・・・a 該当３項目・・・・・・b 該当２項目・・・・・・c 該当１項目以下・・・・d **評価**	
		コンクリート橋工事	「評価対象項目」 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 支承部の仕上げが良い。 □ クラックが無い。 □ 漏水が無い。 □ 全体的な美観が良い。		「判断基準」 該当５項目以上・・・・a 該当４項目・　・・・b 該当３項目・・・・・・c 該当２項目以下・・・・d **評価**	
		電線共同溝工事 [H22 新設]	「評価対象項目」 □ 歩道及び車道の舗装（含、仮復旧舗装）の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 □ プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 □ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □ 全体的な美観が良い。		「判断基準」 該当３項目以上・・・・a 該当２項目・・・・・・b 該当１項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d **評価**	
		防護柵（網）工事	「評価対象項目」 □ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 既設構造物等とのすりつけが良い。 □ きめ細やかに施工されている。 □ 全体的な美観が良い。		「判断基準」 該当５項目以上・・・・a 該当４項目・・・・・・b 該当３項目・・・・・・c 該当２項目以下・・・・d **評価**	
		標識工事	「評価対象項目」 □ 設置位置に配慮がある。 □ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □ 標識板の支柱に変色が無い。 □ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □ 全体的な美観が良い。		「判断基準」 該当４項目以上・・・・a 該当３項目・・・・・・b 該当２項目・・・・・・c 該当１項目以下・・・・d **評価**	

別紙－３（４５／４９ ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する

項目	細別	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	区画線工事	「評価対象項目」 □ 塗料の塗布が均一である。 □ 視認性が良い。 □ 接着状態が良い。 □ 施工前の清掃が入念に実施されている。 □ 全体的な美観が良い。 **評価＿＿＿＿**		「判断基準」 該当４項目以上・・・・a 該当３項目・・・・・・b 該当２項目・・・・・・c 該当１項目以下・・・・d	
		維持修繕工事	「評価対象項目」 □ 小構造物等にも細心の注意が払われている。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。 **評価＿＿＿＿**		「判断基準」 該当３項目以上・・・・a 該当２項目・・・・・・b 該当１項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・d	
		公園工事	「評価対象項目」 □ 全体的な美観が良い。 □ 維持管理をふまえたきめ細やかな施工がなされている。 □ 公共物としての安全、環境等への配慮がされている。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 構造物間のすりつけ等がよく全体のおさまりがよい。 **評価＿＿＿＿**		「判断基準」 該当４項目以上・・・・a 該当３項目・・・・・・b 該当２項目・・・・・・c 該当１項目以下・・・・d	
		植栽工事	「評価対象項目」 □ 樹木の活着状況が良い。 □ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □ 支柱の取り付けが堅固である。 □ 全体的な美観が良い。 **評価＿＿＿＿**		「判断基準」 該当３項目以上・・・・a 該当２項目・・・・・・b 該当１項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・d	
		港湾築造工事 （海岸築造工事を含む）	□ 構造物等の通りが良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。 □ きめ細やかな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。 **評価＿＿＿＿**		※該当４項目以上・・・・a 該当３項目・・・・・・b 該当２項目・・・・・・c 該当１項目以下・・・・d	
		湾浚渫工事 （地盤改良工事を含む）	□ 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 □ 浚渫及び盛上り等の土砂が適切に処理されている。 **評価＿＿＿＿**		※該当３項目以上・・・・a 該当２項目・・・・・・b 該当１項目・・・・・・c 該当なし・・・・・・・d	
		ロック製作工事 （ケーソン陸上製作工事を含む）	□ コンクリート構造物の肌が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ クラックがない。 □ 全体的な美観が良い。 **評価＿＿＿＿**		※該当４項目以上・・・・a 該当３項目・・・・・・b 該当２項目・・・・・・c 該当１項目以下・・・・d	

別紙－３（４６／４９ ）【検査員評定】　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する

項目	細別	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	空港用地造成工事 （排水工事、地盤改良工事を含む）	□　土工の仕上げが良い。 □　切土、盛土、構造物等の表面仕上げ及び端部処理が良い。 □　残土等は適切に処理されている。 □　関係構造物等との取り合いが適切に行われている。 □　切土、盛土、構造物等の通りが良い。 □　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □　全体的な美観が良い。		※該当６項目以上・・・・ａ 該当４～５項目・・・・ｂ 該当３項目・・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・・ｄ **評価**＿＿＿＿	
		空港舗装工事	□　舗装の平坦性が良い。 □　構造物の通りが良い。 □　構造物等の表面仕上げ及び端部処理が良い。 □　構造物等へのすりつけ等が良い。 □　雨水処理が良い。 □　構造物等のきめ細やかな施工がうかがえる。 □　全体的な美観が良い。		※該当６項目以上・・・・ａ 該当４～５項目・・・・ｂ 該当３項目・・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・・ｄ **評価**＿＿＿＿	
		ほ場整備工事 （暗渠工事含む）	□　全体的な美観が優れている。 □　整地工の仕上がりが良い。 □　道路工の仕上がりが良い。 □　水路工の仕上がりが良い。 □　構造物等の仕上がりが良い。 □　きめ細やかな施行がなされている。		※該当５項目以上・・・・ａ 該当４項目・・・・・・ｂ 該当３項目・・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・・ｄ **評価**＿＿＿＿	
		ため池工事	□　全体的な美観が良い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　コンクリート構造物の仕上げがよい。 □　波除ブロック等の仕上げが良い。 □　土工の仕上げが良い。 □　きめ細やかな施工がなされている。		※該当５項目以上・・・・ａ 該当４項目・・・・・・ｂ 該当３項目・・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・・ｄ **評価**＿＿＿＿	
		パイプライン工事	□　全体的な美観が良い。 □　接合部の仕上げが良い。 □　管内外面の仕上げが良い。 □　管の通りが良い。 □　小構造物等の仕上げが良い。 □　きめ細やかな施工がなされている。		※該当５項目以上・・・・ａ 該当４項目・・・・・・ｂ 該当３項目・・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・・ｄ **評価**＿＿＿＿	
		開削管路工事	□　全体的な美観が良い。 □　管口の仕上げが良い。 □　マンホール蓋・ます蓋等と既設路面の取り合いが良い。 □　管のたわみ、蛇行等が少なく、管路の通りが良い。 □　クラックがない。 □　漏水が無い。		※該当５項目以上・・・・ａ 該当４項目・・・・ｂ 該当３項目・・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・・ｄ **評価**＿＿＿＿	
		推進工事	□　全体的な美観が良い。 □　管路の通りが良く、水たまりがない。。 □　クラックがない。 □　漏水がない。 □　管目地、注入孔の仕上げが良い。 □　管口の仕上げが良い。		※該当５項目以上・・・・ａ 該当４項目・・・・・・ｂ 該当３項目・・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・・ｄ **評価**＿＿＿＿	

別紙－３（４７／４９ ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する

項目	細別	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	シールド工事 （一次覆工）	□ 全体的に坑内の美観が良い。 □ シールドトンネルの平面線形が良好である。 □ シールドトンネルの縦断勾配が良好で水溜りがない。 □ コンクリート系セグメントの表面に補修箇所が無く表面状態が良い。または、鋼製セグメントの有害な変形が無く、溶接箇所等に亀裂が無い。 □ 漏水が無い。 □ シールドトンネルの到達位置が良い。		※該当５項目以上・・・・a 該当４項目・・・・・・b 該当３項目・・・・・・c 該当２項目以下・・・・d **評価面**	
		シールド工事 （ニ次覆工）	□ コンクリート構造物にクラックが無く表面状態が良い。または、内挿管の継手部の仕上がりが良い。 □ クラックがない。 □ 勾配が均一で水溜りがない。 □ 漏水が無い。 □ 既設管・マンホール接続部との仕上がりが良い。 □ 全体的な美観が良い。		※該当５項目以上・・・・a 該当４項目・・・・・・b 該当３項目・・・・・・c 該当２項目以下・・・・d **評価面**	
		管更生工事 （自立管、二層構造管）	□ 全体的な美観が良い。 □ 削傷・剥離または補修痕がない。 □ 管口の仕上げが良い。 □ 内面にシワ・変形・変色・突出しがない。 □ 漏水がない。 □ 取付管路の穿孔が正確に施工されており、併せて部分(一体型)ライニングの仕上がりも良い。		※該当５項目以上・・・・a 該当４項目・・・・・・b 該当３項目・・・・・・c 該当２項目以下・・・・d **評価面**	
		管更生工事 （複合管）	□ 全体的な美観が良い。 □ 削傷・剥離または補修痕がない。 □ 管口の仕上げが良い。 □ 真円度が良い。 □ 嵌合、融着の状態が良い。 □ 内面にシワ・変形・変色・突出しがない。		※該当５項目以上・・・・a 該当４項目・・・・・・b 該当３項目・・・・・・c 該当２項目以下・・・・d **評価面**	
		防食工事	□ 全体的な美観が良い。 □ 塗装の均一性がよい。 □ 細部まできめ細かな施工がなされている。 □ 端部処理が良い。 □ 補修箇所がない。		※該当４項目以上・・・・a 該当３項目・・・・・・b 該当２項目・・・・・・c 該当１項目以下・・・・d **評価面**	
		蓋取替工事	□ 全体的な美観が良い。 □ 内面の仕上げが良い。 □ 舗装と蓋のすり付けが良い。 □ 舗装の平坦性が良い。 □ 蓋調整部の仕上げが良い		※該当４項目以上・・・・a 該当３項目・・・・・・b 該当２項目・・・・・・c 該当１項目以下・・・・d **評価面**	
		水道管布設工事	□ 管の接合、据付等が適切である。 □ 付属設備（仕切弁、消火栓等）の設置状況が良い。 □ 舗装復旧等において、鉄蓋及び既設路面等との取り合いが良い。 □ 全体的な美観が良い。		※該当３項目以上・・・・a 該当２項目・・・・・・b 該当１項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・d **評価面**	

別紙－３（４８／４９ ）**【検査員評定】**　　**土木**

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する

項目	細別	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ	水道鋼管工事 水道鋳鉄管工事	□ 管の接合、据付等が適切である。 □ 管及び桁、部材等に補修箇所がない。 □ 部材等の表面に傷、錆がない。 □ 塗装に均一性がある。 □ 全体的な美観が良い。		※該当４項目以上・・・・a 該当３項目・・・・・・b 該当２項目・・・・・・c 該当１項目以下・・・・d **評価**＿＿＿＿	
		鋼製貯水槽工事	□ 表面に補修箇所がない。 □ 部材表面に傷、錆がない。 □ 溶接に均一性がある。 □ 塗装に均一性がある。 □ 全体的な美観が良い。		※該当４項目以上・・・・a 該当３項目・・・・・・b 該当２項目・・・・・・c 該当１項目以下・・・・d **評価**＿＿＿＿	
		機械設備工事 （土木工事に付帯）	「評価対象項目」 □ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 □ きめ細かな施工がされている。 □ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		「判断基準」 該当４項目以上・・・・a 該当３項目・・・・・・b 該当２項目・・・・・・c 該当１項目以下・・・・d **評価**＿＿＿＿	
		電気設備工事 （土木工事に付帯）	「評価対象項目」 □ きめ細かな施工がされている。 □ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 □ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 □ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		「判断基準」 該当５項目以上・・・・a 該当４項目・・・・・・b 該当３項目・・・・・・c 該当２項目以下・・・・d **評価**＿＿＿＿	
		通信設備工事 受変電設備工事 （土木工事に付帯）	「評価対象項目」 □ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 □ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 □ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 □ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		「判断基準」 該当５項目以上・・・・a 該当４項目・・・・・・b 該当３項目・・・・・・c 該当２項目以下・・・・d **評価**＿＿＿＿	
		上記以外の工事 又は合併工事	□ 理由：＿＿＿＿ □ 理由：＿＿＿＿ □ 理由：＿＿＿＿ □ 理由：＿＿＿＿ □ 理由：＿＿＿＿ ※該当工種からの考査事項で考査し、最大考査項目は５項目とする。		※該当４項目以上・・・・a 該当３項目・・・・・・b 該当２項目・・・・・・c 該当１項目以下・・・・d **評価**＿＿＿＿	

別紙－３（４９／４９　）【検査員評定】　　。

プラント設備

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する

項目	細別	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３出来形及び出来ばえ	Ⅲ出来ばえ（プラント機械設備工事・プラント電気設備工事）	□　きめ細かな施工がなされている。 □　関連工事又は既存部分との調整がなされ、調和の良い仕上がりである。 □　運転及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □　使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 □　プラント設備として高い品質・性能が確保されている。 □　全体的な美観が良い。			※該当５項目以上・・・・ａ 該当４項目・・・・・・ｂ 該当３項目・・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・・ｄ **評価**＿＿＿＿

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－4 (1／8) **【担当監督員評定】** **建 築・設 備**

［記入方法］ 該当する項目の□に☑マークする。

項目	細別	a	b	c	d	e
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	施工体制が優れている	施工体制が良好である	施工体制が適切である	施工体制がやや不適切である	施工体制が不適切である

「評価対象項目」

適 対象

□ □ 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。
□ □ 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。
□ □ 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。
□ □ 現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。
□ □ 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。
□ □ 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
□ □ 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。
□ □ 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。
□ □ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
□ □ その他（理由：　　）

（ ）（ ）☑マークした項目数

適の項目数（ ）/対象項目数（ ）=評価値（ %） 評価

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%～90%未満・・・・・・ b
評価値が60%～80%未満・・・・・・ c
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ d

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

□ 施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。

上記該当あれば ・・・ d

□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記該当あれば ・・・ e

	a	b	c	d	e
Ⅱ 配置技術者（現場代理人等）	配置技術者として優れている	配置技術者として良好である	配置技術者として適切である	配置技術者としてやや不適切である	配置技術者として不適切である

「評価対象項目」

適 対象

□ □ 現場代理人として、工事全体の把握ができている。
□ □ 現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。
□ □ 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。
□ □ 工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項（以下、「契約書第18条」という。）に基づく設計図書の照査を行っている。
□ □ 書類及び資料が適切に整理されている。
□ □ 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
□ □ 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
□ □ 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
□ □ 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
□ □ 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。
□ □ 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
□ □ 「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
□ □ その他（理由：　　）

（ ）（ ）☑マークを記入した項目数

適の項目数（ ）/対象項目数（ ）=評価値（ %） 評価

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%～90%未満・・・・・・ b
評価値が60%～80%未満・・・・・・ c
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ d

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

□ 配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示を行った。

上記該当あれば ・・・ d

□ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記該当あれば ・・・ e

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－4 （2／8） **【担当監督員評定】** **建 築・設 備**

［記入方法］ 該当する項目の□に☑マークする。

項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である

「評価対象項目」

適 対象

- □ □ 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。
- □ □ 施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。
- □ □ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。
- □ □ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。
- □ □ 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。
- □ □ 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。
- □ □ 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。
- □ □ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。
- □ □ 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。
- □ □ 現場内での整理整頓が、日常的に行われている。
- □ □ 使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。
- □ □ 社内検査が計画的に行われている。
- □ □ 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
- □ □ 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
- □ □ 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
- □ □ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
- □ □ その他（理由： ）

（ ）（ ）☑マークを記入した項目数

適の項目数（ ）/対象項目数（ ）=評価値（ %） 評価

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%～90%未満・・・・・・ b
評価値が60%～80%未満・・・・・・ c
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ d

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

□ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。

上記該当あれば ・・・ d

□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記該当あれば ・・・ e

細別	a	b	c	d	e
Ⅱ 工程管理	工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である

「評価対象項目」

適 対象

- □ □ 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
- □ □ 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
- □ □ 工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居者等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。
- □ □ 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
- □ □ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
- □ □ 請負者の責による夜間や休日の作業がない。
- □ □ 休日・代休の確保を行っている。
- □ □ 近隣住民（入居者等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
- □ □ 「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
- □ □ その他（理由： ）

（ ）（ ）☑マークを記入した項目数

適の項目数（ ）/対象項目数（ ）=評価値（ %） 評価

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%～90%未満・・・・・・ b
評価値が60%～80%未満・・・・・・ c
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ d

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

□ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。

上記該当あれば ・・・ d

□ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記該当あれば ・・・ e

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－4 （3／8） **【担当監督員評定】** **建 築・設 備**

［記入方法］ 該当する項目の□に☑マークする。

項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅲ 安全対策	安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である

「評価対象項目」

適 対象

- □ □ 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。
- □ □ 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。
- □ □ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。
- □ □ 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
- □ □ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
- □ □ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
- □ □ 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。
- □ □ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
- □ □ 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
- □ □ 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
- □ □ 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
- □ □ 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
- □ □ 過積載防止に十分に取り組んでいる。
- □ □ 「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
- □ □ その他（理由： ）

（ ）（ ）☑マークした項目数

適の項目数（ ）/対象項目数（ ）=評価値（ %） 評価

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%～90%未満・・・・・・ b
評価値が60%～80%未満・・・・・・ c
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ d

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

□ 安全管理に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。

上記該当あれば ・・・ c

□ 安全管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。

上記該当あれば ・・・ d

□ 安全管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記該当あれば ・・・ e

		a	b	c	d	e
	Ⅳ 対外関係	対外関係が優れている	対外関係が良好である	対外関係が適切である	対外関係がやや不適切である	対外関係が不適切である

「評価対象項目」

適 対象

- □ □ 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。
- □ □ 工事施工にあたり、近隣住民（入居者等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。
- □ □ 引渡し時に入居者等に対し、保守管理について適切な説明を行っている。
- □ □ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。
- □ □ 近隣住民（入居者等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。
- □ □ 現場のイメージアップに取り組んでいる。
- □ □ 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
- □ □ その他（理由： ）

（ ）（ ）☑マークを記入した項目数

適の項目数（ ）/対象項目数（ ）=評価値（ %） 評価

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%～90%未満・・・・・・ b
評価値が60%～80%未満・・・・・・ c
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ d

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

□ 対外関係に関して、監督員から文書による改善指示を行った。

上記該当あれば ・・・ d

□ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記該当あれば ・・・ e

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－4 （4／8） **【担当監督員評定】** **建 築・設 備**

［記入方法］ 該当する項目の□に☑マークする。

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	出来形が優れている	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である

「評価対象項目」

適 対象

□ □ 承諾図等が、設計図書を満足している。
□ □ 施工図等が、設計図書を満足している。
□ □ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
□ □ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
□ □ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
□ □ 出来形の管理方法を工夫している。
□ □ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である
□ □ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
□ □ その他（理由: ）

（ ）（ ）☑マークした項目数

適の項目数（ ）/対象項目数（ ）=評価値（ %） 評価

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%～90%未満・・・・・・ b
評価値が60%～80%未満・・・・・・ c
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ d

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

□ 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。

上記該当あれば ・・・ d

□ 契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。

上記該当あれば ・・・ e

別紙－4 （5／8） **【担当監督員評定】** **建 築**

［記入方法］ 該当する項目の□に☑マークする。

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質（建築工事）	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である

「評価対象項目」

適 対象

□ □ 材料･製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
□ □ 品質確認記録の内容が、適切である。
□ □ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。
□ □ 躯体工事における施工の品質が、良好である
□ □ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
□ □ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
□ □ その他（理由: ）

（ ）（ ）☑マークを記入した項目数

適の項目数（ ）/対象項目数（ ）=評価値（ %） 評価

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%～90%未満・・・・・・ b
評価値が60%～80%未満・・・・・・ c
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ d

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

□ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。

上記該当あれば ・・・ d

□ 契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。

上記該当あれば ・・・ e

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事･電気設備工事等･機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－4 （6／8） **【担当監督員評定】** **設 備**

［記入方法］ 該当する項目の□に☑マークする。

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質（電気設備工事・昇降機設備工事）	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である

「評価対象項目」

適 対象

□ □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
□ □ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
□ □ 品質確認記録の内容が、適切である。
□ □ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
□ □ 機材及び施工の品質が、良好である。
□ □ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
□ □ その他（理由： ）

（ ）（ ）☑マークを記入した項目数

適の項目数（ ）/対象項目数（ ）=評価値 （ %） 評価

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%～90%未満・・・・・・ b
評価値が60%～80%未満・・・・・・ c
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ d

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

□ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。

上記該当あれば ・・・ d

□ 契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。

上記該当あれば ・・・ e

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事等・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙－4 （7／8） **【担当監督員評定】** **設 備**

［記入方法］ 該当する項目の□に☑マークする。

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質（機械設備工事・昇降機設備工事）	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である

「評価対象項目」

適 対象

□ □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
□ □ 品質確認記録の内容が、適切である。
□ □ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
□ □ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
□ □ 機材及び施工の品質が、良好である。
□ □ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
□ □ その他（理由： ）

（ ）（ ）☑マークを記入した項目数

適の項目数（ ）/対象項目数（ ）=評価値 （ %） 評価

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%～90%未満・・・・・・ b
評価値が60%～80%未満・・・・・・ c
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ d

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

□ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。

上記該当あれば ・・・ d

□ 契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。

上記該当あれば ・・・ e

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事等・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－4 （8／8） **【担当監督員評定】** **建 築 ・ 設 備**

［記入方法］該当する項目に☑マークする。また、具体の点数を評点( )に記入す

項目	細別	対象	評価対象項目
5 創意工夫	■事務･後片付け関係	□	測量･位置出しにおける工夫
		□	現地調査方法の工夫
		□	その他 （理由: ）
	評点 ( )	詳細評価内容	
	■施工関係	□	施工に伴う器具･工具･装置類の工夫
		□	工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み
		□	土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫
		□	建築材料･機材等の運搬･搬入等を含む施工方法に工夫
		□	電気設備工事等の配線、配管等の工夫
		□	機械設備工事等の配管、ダクト等の工夫
		□	照明･視界確保等の工夫
		□	仮排水、仮道路、迂回路等の計画･施工の工夫
		□	運搬車両･施工機械等の工夫
		□	型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫
		□	施工管理及び品質向上等の工夫
		□	プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫
		□	仮設施工等の工夫
		□	既存施設･近隣等に対する騒音･振動対策等の工夫
		□	保全への配慮による材料選定･施工方法等の工夫
		□	作業の安全性向上のための施工方法等の工夫
		□	その他 （理由: ）
	評点 ( )	詳細評価内容	
	■品質関係	□	集計ソフト等の活用と工夫
		□	躯体工事の品質管理の工夫
		□	建築材料･機材の検査･試験に関する工夫
		□	施工の検査･試験に関する工夫
		□	品質記録方法の工夫
		□	その他 （理由: ）
	評点 ( )	詳細評価内容	
	■安全衛生関係	□	安全仮設備等の工夫（落下物、墜落･転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
		□	安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫
		□	現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫
		□	酸欠対策･有毒ガス･可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
		□	周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫
		□	改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫
		□	作業時における作業環境改善等に工夫
		□	ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
		□	その他 （理由: ）
	評点 ( )	詳細評価内容	
	■施工管理関係	□	出来形管理等に関する工夫
		□	施工計画書または写真記録等に関する工夫
		□	出来形･品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫
		□	CAD、施工管理ソフト等の活用
		□	ＣＡＬＳを活用した施工管理の工夫
		□	その他 （理由: ）
	評点 ( )	詳細評価内容	
	■その他	＜新技術活用＞	
		□	ＮＥＴＩＳ登録技術を活用している。（2点）
		＜その他＞	
		□	その他 （理由: ）
		□	その他 （理由: ）
	評点 ( )	詳細評価内容	
評点合計 ( ) [最大7点]		※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。 ※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、総括技術評価官が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。 ※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。 ※5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目（施工性、品質、安全性、作業環境等）を詳細評価内容欄に記載する。	

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－5 (1／3) **【主任監督員評定】** **建 築 ・設 備**

[記入方法] 該当する項目の□に☑マークする。

<table>
<tr><td>項目</td><td>細別</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="6">2 施工体制</td><td rowspan="3">II 工程管理</td><td>工程管理が優れている</td><td>工程管理が良好である</td><td>工程管理が適切である</td><td>工程管理がやや不適切である</td><td>工程管理が不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="5">□ 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。
□ 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。
□ 近隣住民（入居者等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。
□ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
□ 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。
□ その他（理由： ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">詳細評価内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">評価 ※上記該当項目を総合的に判断して a, b, c, d, e 評価を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">III 安全対策</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>安全対策が優れている</td><td>安全対策が良好である</td><td>安全対策が適切である</td><td>安全対策がやや不適切である</td><td>安全対策が不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="5">□ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。
□ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
□ 安全衛生管理活動が適切に実施されている。
□ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
□ 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。
□ 安全対策に関する取り組みが地域から評価された。
□ その他（理由 ）
詳細評価内容
評価 ※上記該当項目を総合的に判断して a, b, c, d, e 評価を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">6 社会性等</td><td rowspan="3">I 地域への貢献等</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr>
<tr><td>地域への貢献が優れている</td><td>地域への貢献がやや優れている</td><td>地域への貢献が良好である</td><td>地域への貢献がやや良好である</td><td>他の評価に該当しない</td></tr>
<tr><td colspan="5">□ 災害時等に地域への救援活動等に協力した。
□ 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。
□ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。
□ 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。
□ 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。
□ その他（理由： ）
詳細評価内容
評価 ※上記該当項目を総合的に判断して a , a', b , b', c 評価を行う。</td></tr>
</table>

※1. 主任監督員は、担当監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－5 (2／3)【主任監督員評定】 **建築・設備**

[記入方法] 該当する項目に☑マークする。事例の・に○を記入しこれを参考に具体の点数を評点( )に記入する。

項目	細別	評価対象項目	評価技術事例
4 工事特性	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上に☑が付けば2点の加点とする。(以下■社会条件との対応まで各細別について同様)	
		☐ 延べ面積10,000㎡以上の建物 ☐ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 ☐ 大空間のホール等を有する建物 ☐ その他(理由:)	
	評点 ( )	詳細評価内容	
	■建物固有の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上に☑が付けば2点の加点とする。(以下■社会条件との対応まで各細別について同様)	
		☐ 対象構造物の耐震レベル ☐ 建物機能の特殊性 ☐ その他(理由:)	・ 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・ 電気設備工事等又は機械設備工事等で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・ 研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
	評点 ( )	詳細評価内容	
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上に☑が付けば2点の加点とする。(以下■社会条件との対応まで各細別について同様)	
		☐ 建築材料,設備機材,工法について提案がある場合 ☐ 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 ☐ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ その他(理由:)	・ VE提案(入札時、契約後、総合評価落札方式)された工法等が高度技術で評価できる場合【提案】 ・ パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・ 特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・ 特殊な設備システムを採用した工事 ・ 免震装置を設ける工事 ・ 大規模な山留め工法が必要な工事 ・ 敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行った工事 ・ 仮設設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
	評点 ( )	詳細評価内容	
	■厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上に☑が付けば2点の加点とする。(以下■社会条件との対応まで各細別について同様)	
		☐ 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) ☐ 軟弱地盤、支持地盤の状況 ☐ 雨・雪・風・気温等の影響 ☐ その他(理由:)	・ 地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備が必要な工事 ・ 液状化対策工法や地盤改良を行う工事 ・ 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
	評点 ( )	詳細評価内容	
	■厳しい周辺環境等社会条件との対応	※下記の対応事項に1つ以上に☑が付けば2点の加点とする。(以下■社会条件との対応まで各細別について同様)	
		☐ 地中埋設物等の作業障害 ☐ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ☐ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ☐ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ その他(理由:)	・ 工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・ 工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・ 場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・ 住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・ 有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
	評点 ( )	詳細評価内容	
	■施工現場での対応	※下記の対応事項に1つ以上に☑が付けば4点とし、最大10点とする。	
		☐ 長期工事における安全確保への対応 ☐ 災害時での臨機の措置 ☐ 施工状況(条件)に対応した施工・工法等 ☐ その他(理由:)	・ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 ・ 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ・ 工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ・ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ・ 施設を利用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ・ 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事 ・ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ・ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ・ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ・ 同一敷地内における施設を利用しながらの工事で、工程等の制約が特に厳しい工事
	評点 ( )	詳細評価内容	
評点合計 ( ) [最大20点]		工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。 評価は「創意工夫」との二重評価は行わない。 詳細評価にあたっては、担当監督員の意見も参考にし評価する。 ☑を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。	

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－5 (3／3) **【主任監督員評定】** **建 築 ・設 備**

［記入方法］ 該当する項目の□に☑マークする。

項目	法令遵守等の該当項目一覧表
7法令遵守等	

措置内容	点数
□ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点
□ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点
□ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点
□ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点
□ 5. 文書注意	-8 点
□ 6. 口頭注意	-5 点
□ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	-3 点
□ 8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	点

□ 項目該当なし

減点計 点

① 本評価項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。
② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。
④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等）は、担当監督員又は主任監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。
⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績表定点を減ずる。履行義務項目が履行できてない場合は、その加算点相当分を減ずること。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。
2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
6. 建設業法に違反する事実が判明した 例）一括下請負、技術者の専任違反等
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
12. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
13. 引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。
14. 低入コスト調査で虚偽の報告があった。
15. 請負者の責により工期内に工事を完成出来なかった。
16. その他（理由：　　）

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－6 (1／8) **【検査員評定】** **建 築・設 備**

［記入方法］ 該当する項目の□に☑マークする。

項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	I 施工管理	施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である

「評価対象項目」

適 対象

- □ □ 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。
- □ □ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。
- □ □ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。
- □ □ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。
- □ □ 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。
- □ □ 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。
- □ □ 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。
- □ □ 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のﾘｻｲｸﾙへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。
- □ □ 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。
- □ □ 独自のﾁｪｯｸﾘｽﾄ等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。
- □ □ 工事の関係書類及び資料の整理がよい。
- □ □ その他（理由： ）

( ) ( ) ☑マークを記入した項目数

適の項目数 ( ) /対象項目数 ( ) =評価値 (%) 評価

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%～90%未満・・・・・・b
評価値が60%～80%未満・・・・・・c
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・d

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

□ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。

上記該当あれば ・・・ d

□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記該当あれば ・・・ e

別紙－6 (2／8) **【検査員評定】** **建 築・設 備**

［記入方法］ 該当する項目の□に☑マークする。

項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	出来形が特に優れている	出来形が優れている	出来形が特に良好である	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である

「評価対象項目」

適 対象

- □ □ 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ □ 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ □ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
- □ □ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
- □ □ 出来形の管理方法が,工夫されていることが確認できる。
- □ □ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
- □ □ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
- □ □ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
- □ □ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分をしていることが確認できる。
- □ □ その他（理由： ）

( ) ( ) ☑マークした項目数

適の項目数 ( ) /対象項目数 ( ) =評価値 (%) 評価

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%～90%未満・・・・・・a'
評価値が70%～80%未満・・・・・・b
評価値が60%～70%未満・・・・・・b'
評価値が50%～60%未満・・・・・・c
評価値が50%未満・・・・・・・・・・・・d

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

□ 出来形管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。

上記該当あれば ・・・ d

□ 出来形管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記該当あれば ・・・ e

※1. 出来形の対象は、「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙－6 (3／8) **【検査員評定】** **建 築**

［記入方法］ 該当する項目の□に☑マークする。

項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質（建築工事）	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である

「評価対象項目」

適 対象

- □ □ 材料･製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ □ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
- □ □ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
- □ □ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
- □ □ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ □ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
- □ □ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- □ □ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- □ □ その他の工事（躯体･内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- □ □ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
- □ □ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
- □ □ その他（理由: ）

( ) ( ) ☑マークを記入した項目数

適の項目数 ( ) /対象項目数 ( ) =評価値 (%) 評価

評価値が90%以上･･･････････a
評価値が80%～90%未満･･･････a'
評価値が70%～80%未満･･･････b
評価値が60%～70%未満･･･････b'
評価値が50%～60%未満･･･････c
評価値が50%未満･･･････････d

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

□ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。

上記該当あれば ･･･ d

□ 品質管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記該当あれば ･･･ e

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事･電気設備工事等･機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙－6 (4／8) **【検査員評定】** **建 築**

［記入方法］ 該当する項目の□に☑マークする。

項目	細別	a	b	c	d	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ（建築工事）	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている	

「評価対象項目」

適 対象

- □ □ きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
- □ □ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
- □ □ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
- □ □ 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
- □ □ 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
- □ □ 材料･製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
- □ □ 保全に配慮した施工がなされている。
- □ □ その他（理由: ）

( ) ( ) ☑マークを記入した項目数

適の項目数 ( ) /対象項目数 ( ) =評価値 (%) 評価

評価値が90%以上･･･････････a
評価値が80%～90%未満･･･････b
評価値が80%未満･･･････････c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

□ 出来ばえが劣っている。

上記該当あれば ･･･ d

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事･電気設備工事等･機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－6 (5／8) **【検査員評定】** **設 備**

［記入方法］ 該当する項目の□に☑マークする。

項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質（電気設備工事・昇降機設備工事）	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である

「評価対象項目」

適 対象

- □ □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ □ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
- □ □ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
- □ □ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
- □ □ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ □ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
- □ □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
- □ □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
- □ □ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
- □ □ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
- □ □ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
- □ □ その他（理由： ）

（ ）（ ）☑マークを記入した項目数

適の項目数（ ）/対象項目数（ ）=評価値（ %） 評価

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%～90%未満・・・・・・a'
評価値が70%～80%未満・・・・・・b
評価値が60%～70%未満・・・・・・b'
評価値が50%～60%未満・・・・・・c
評価値が50%未満・・・・・・・・・・・・d

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

□ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。

上記該当あれば ・・・ d

□ 品質管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記該当あれば ・・・ e

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事等・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙－6 (6／8) **【検査員評定】** **設 備**

［記入方法］ 該当する項目の□に☑マークする。

項目	細別	a	b	c	d	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ（電気設備工事・昇降機設備工事）	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている	

「評価対象項目」

適 対象

- □ □ きめ細やかな施工がなされている。
- □ □ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
- □ □ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
- □ □ 環境負荷低減への対策が優れている。
- □ □ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
- □ □ その他（理由： ）

（ ）（ ）☑マークを記入した項目数

適の項目数（ ）/対象項目数（ ）=評価値（ %） 評価

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%～90%未満・・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

□ 出来ばえが劣っている。

上記該当あれば ・・・ d

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事等・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－6 (7／8) **【検査員評定】** **設 備**

［記入方法］ 該当する項目の□に☑マークする。

項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質（機械設備工事・昇降機設備工事）	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である

「評価対象項目」

適　対象

□ □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
□ □ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
□ □ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
□ □ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
□ □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
□ □ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
□ □ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
□ □ 運転･点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
□ □ その他（理由：　　）

（　）（　）☑マークを記入した項目数

適の項目数（　）/対象項目数（　）=評価値（　%）　評価

評価値が90%以上･･･････････a
評価値が80%～90%未満･･････a'
評価値が70%～80%未満･･････b
評価値が60%～70%未満･･････b'
評価値が50%～60%未満･･････c
評価値が50%未満･･･････････d

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

□ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
上記該当あれば ･･･ d

□ 品質管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記該当あれば ･･･ e

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
※3. デザインビルド方式等で建築工事･電気設備工事等･機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙－6 (8／8) **【検査員評定】** **設 備**

［記入方法］ 該当する項目の□に☑マークする。

項目	細別	a	b	c	d	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ（機械設備工事・昇降機設備工事）	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている	

「評価対象項目」

適　対象

□ □ きめ細やかな施工がなされている。
□ □ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
□ □ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
□ □ 環境負荷低減への対策が優れている。
□ □ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
□ □ その他（理由：　　）

（　）（　）☑マークを記入した項目数

適の項目数（　）/対象項目数（　）=評価値（　%）　評価

評価値が90%以上･･･････････a
評価値が80%～90%未満･･････b
評価値が80%未満･･･････････c

① 評価の対象となる項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
② 対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

□ 出来ばえが劣っている。
上記該当あれば ･･･ d

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。
※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。
※3. デザインビルド方式等で建築工事･電気設備工事等･機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木･プラント設備）

別紙－7－1

単価契約工事及び1件の請負金額が500万円未満の請負工事については、「1.施工体制」、「2.施工状況」「3.出来形及び出来ばえ」及び「7.法令遵守等」の項目について、この様式により評定することができる。

【担当監督員評定】

項目	細別	a	b	c	d	e
1.施工体制	Ⅰ施工体制一般	□適切である	□ほぼ適切である	□他の評価に該当しない	□やや不適切である	□不適切である
	Ⅱ配置技術者	□適切である	□ほぼ適切である	□他の評価に該当しない	□やや不適切である	□不適切である
2.施工状況	Ⅰ施工管理	□適切である	□ほぼ適切である	□他の評価に該当しない	□やや不適切である	□不適切である
	Ⅱ工程管理	□適切である	□ほぼ適切である	□他の評価に該当しない	□やや不適切である	□不適切である
	Ⅲ安全対策	□適切である	□ほぼ適切である	□他の評価に該当しない	□やや不適切である	□不適切である
	Ⅳ対外関係	□適切である	□ほぼ適切である	□他の評価に該当しない	□やや不適切である	□不適切である
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	□適切である	□ほぼ適切である	□他の評価に該当しない	□出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による改善指示を行った。	□工事請負契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	Ⅱ品質	□適切である	□ほぼ適切である	□他の評価に該当しない	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による改善指示を行った。	□工事請負契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

【主任監督員評定】

項目	細別	a	b	c	d	e
2.施工状況	Ⅱ工程管理	□優れている	□やや優れている	□他の評価に該当しない	□やや劣っている	□劣っている
	Ⅲ安全対策	□優れている	□やや優れている	□他の評価に該当しない	□やや劣っている	□劣っている
7.法令遵守等						

措置内容	点数
□1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点
□2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点
□3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点
□4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点
□5. 文書注意	-8 点
□6. 口頭注意	-5 点
□7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3 点

□ 項目該当なし

減点計 点

【検査員評定】

項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ施工管理	□優れている		□やや優れている		□他の評価に該当しない	□施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	□施工管理について、監督職員からの改善指示に従わなかった。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	□優れている	□bより優れている	□やや優れている	□cより優れている	□他の評価に該当しない	□出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	Ⅱ品質	□優れている	□bより優れている	□やや優れている	□cより優れている	□他の評価に該当しない	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	Ⅲ出来ばえ	□優れている		□やや優れている		□他の評価に該当しない	□劣っている	

※1 各項目の評定は、担当監督員評定は別紙－1（土木･プラント設備）･別紙－4（建築･設備）、主任監督員評定は別紙－2（土木･プラント設備）･別紙－5（建築･設備）、検査員評定は別紙－3（土木･プラント設備）･別紙－6（建築･設備）を参考に行うものとする。

工事成績採点の考査項目別運用表（建築・設備）

別紙－7－2

単価契約工事及び1件の請負金額が500万円未満の請負工事については、「1.施工体制」、「2.施工状況」「3.出来形及び出来ばえ」及び「7.法令遵守等」の項目について、この様式により評定することができる。

【担当監督員評定】

項目	細別	a	b	c	d	e
1.施工体制	Ⅰ施工体制一般	□ 施工体制が優れている	□ 施工体制が良好である	□ 施工体制が適切である	□ 施工体制がやや不適切である	□ 施工体制が不適切である
	Ⅱ配置技術者	□ 配置技術者として優れている	□ 配置技術者として良好である	□ 配置技術者として適切である	□ 配置技術者としてやや不適切である	□ 配置技術者として不適切である
2.施工状況	Ⅰ施工管理	□ 施工管理が優れている	□ 施工管理が良好である	□ 施工管理が適切である	□ 施工管理がやや不適切である	□ 施工管理が不適切である
	Ⅱ工程管理	□ 工程管理が優れている	□ 工程管理が良好である	□ 工程管理が適切である	□ 工程管理がやや不適切である	□ 工程管理が不適切である
	Ⅲ安全対策	□ 安全対策が優れている	□ 安全対策が良好である	□ 安全対策が適切である	□ 安全対策がやや不適切である	□ 安全対策が不適切である
	Ⅳ対外関係	□ 対外関係が優れている	□ 対外関係が良好である	□ 対外関係が適切である	□ 対外関係がやや不適切である	□ 対外関係が不適切である
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	□ 出来形が優れている	□ 出来形が良好である	□ 出来形が適切である	□ 出来形がやや不適切である	□ 出来形が不適切である
	Ⅱ品質	□ 品質管理が優れている	□ 品質管理が良好である	□ 品質管理が適切である	□ 品質管理がやや不適切である	□ 品質管理が不適切である

【主任監督員評定】

項目	細別	a	b	c	d	e
2.施工状況	Ⅱ工程管理	□ 工程管理が優れている	□ 工程管理が良好である	□ 工程管理が適切である	□ 工程管理がやや不適切である	□ 工程管理が不適切である
	Ⅲ安全対策	□ 安全対策が優れている	□ 安全対策が良好である	□ 安全対策が適切である	□ 安全対策がやや不適切である	□ 安全対策が不適切である
7.法令遵守等						

措置内容	点数
□ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点
□ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点
□ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点
□ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点
□ 5. 文書注意	-8 点
□ 6. 口頭注意	-5 点
□ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、口頭注意以上の処分がなかった場合	-3 点

□ 項目該当なし

減点計　　点

【検査員評定】

項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ施工管理	□ 施工管理が優れている		□ 施工管理が良好である		□ 施工管理が適切である	□ 施工管理がやや不適切である	□ 施工管理が不適切である
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	□ 出来形管理が特に優れている	□ 出来形管理が優れている	□ 出来形管理が特に良好である	□ 出来形管理が良好である	□ 出来形管理が適切である	□ 出来形管理がやや不適切である	□ 出来形管理が不適切である
	Ⅱ品質	□ 品質管理が特に優れている	□ 品質管理が優れている	□ 品質管理が特に良好である	□ 品質管理が良好である	□ 品質管理が適切である	□ 品質管理がやや不適切である	□ 品質管理が不適切である
	Ⅲ出来ばえ	□ 全体的な完成度が優れている		□ 全体的な完成度が良好である		□ 全体的な完成度が適切である	□ 全体的な完成度が劣っている	

※1 各項目の評定は、担当監督員評定は別紙－1（土木・プラント設備）・別紙－4（建築・設備）、主任監督員評定は別紙－2（土木・プラント設備）・別紙－5（建築・設備）、検査員評定は別紙－3（土木・プラント設備）・別紙－6（建築・設備）を参考に行うものとする。

別紙－８【記入方法及び留意事項】

１．破壊検査の取り扱い

考査項目別運用表中の「契約書第 17 条第３項に基づき破壊検査を行った。」とは、契約書の一定の規定に違反した場合（設計図書に指定した手続きを経ずに工事を施工した場合）に、監督員の行う破壊検査をいう。そのため、明白な契約条項違反ではない、契約書第 17 条第４項、第 29 条第２項及び第 36 条第５項に基づく破壊検査は原則として本項目の対象としない。

２．土木工事における出来形及び品質のばらつきの考え方

〔管理図の場合〕

（上・下限値がある場合）

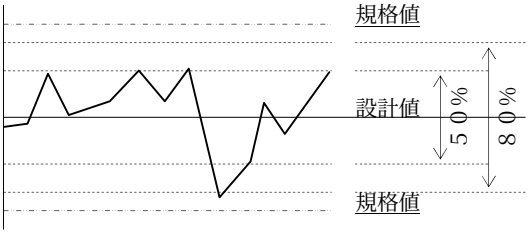

（下限値のみの場合）

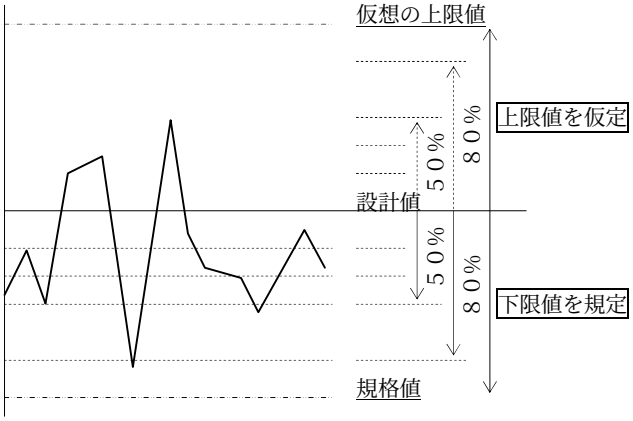

※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

〔度数表または、ヒストグラムの場合〕

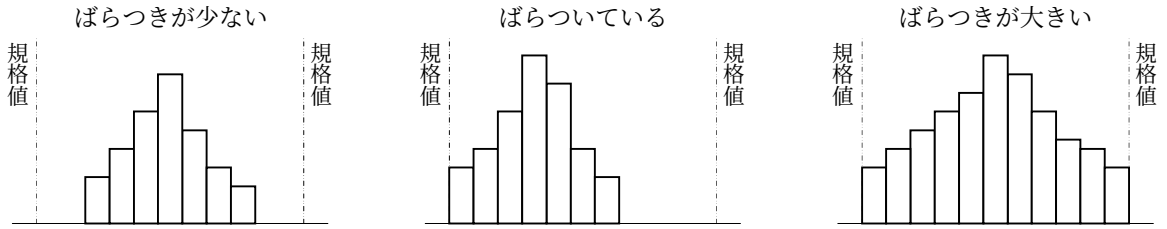

３．多工種複合工事の取り扱い

（１）主たる工種で評定する。なお、多工種で設計額が同程度の主たる工種が２以上ある場合は工事目的物で評定する。

（２）コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

（３）評定は「合併工事」欄を活用する。

４．コンクリート構造物のクラックについて

（１）クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、ｃ評価とする。

（２）「進行性または有害なクラックがある」場合、発生したクラックに適切な処理をしている場合はｄ評価とする。

（３）「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合はｅ評価とする。

５．その他

・「4.高度技術」「5.創意工夫」「6.社会性等」は、請負人から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

別紙－９

工事の技術的難易度評価手順（土木・プラント設備）

工事の技術的難易度評価表「別紙様式４－１及び４－２」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順１　工事区分

工事区分は、評価対象工事に含まれる難易度の最も高い工事区分を記入する。

なお、技術的難易度に用いる工事区分は、別表９－１「工事区分表」による。

手順２　小項目の評価

各小項目の評価は、別表９－２－１、９－２－２「工事難易度評価の小項目別運用表」の評価対象項目を基に、各小項目の評価をA、B、Cで行い、別紙様式４－１、４－２に記入する。

※プラント設備について、小項目の評価を行う際は、「小項目評価の運用（別表 9-4-1 プラント機械設備）（別表 9-4-2 プラント電気設備）」を参考とする。

手順３　大項目の評価

各大項目の評価は、手順２の各小項目の評価結果から表－１の判定基準に基づき、大項目の評価をA、B、Cで行い、別紙様式４－１、４－２に記入する。

表－１　大項目判定基準

大項目評価	小項目評価
A	対象大項目に対する各小項目にA判定が１つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価にB判定が１つ以上あり、かつ、A判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。

手順４　工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から、表－２の判定結果に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別紙様式４－１、４－２に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のA、Bの判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価にA判定が１つあり、かつ、B判定が３個以下の場合は「やや難」と判定することを標準とするが、A判定項目の工事特性に鑑み「難」と判定してもよいものとする。

表－２　「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」判定	大項目の評価
難	・大項目の評価にA判定が２つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が４個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が３個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判断してもよい。
やや難	・大項目の評価にB判定が１つ以上あり、かつA判定がない。 ・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が３個以下である。
易	・大項目の評価にA若しくはB判定項目がない。

手順５　工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順４の判定結果から別表９－３「工事区分別難易度対応表」の当該対象工事の工事区分に対応する工事難易度「Ⅰ～Ⅵ」の評価を行い、別紙様式４－１、４－２に記録する。

別表９－１

工　事　区　分　表

事業分類	構造物分類	構造形式・工法分類
1.河川	1.1河川堤防	
	1.2河川護岸	
	1.3床止め・床固め	
	1.4堰・水門	
	1.5樋門・樋管	
	1.6水路トンネル	1.6.1山岳ﾄﾝﾈﾙ工法
		1.6.2ｼｰﾙﾄﾞ工法
		1.6.3推進工法
		1.6.4開削工法
	1.7伏せ越し	
	1.8揚排水機場	
	1.9河川浚渫	
	1.10河川維持管理（補強・改築は含まない）	
	1.11その他	
2.海岸	2.1海岸堤防	
	2.2護岸	
	2.3突堤・離岸堤	
	2.4養浜	
	2.5海岸浚渫	
	2.6海岸維持管理（補強・改築は含まない）	
	2.7その他	
3.砂防・地滑り	3.1砂防ダム	
	3.2流路工	
	3.3斜面対策(地下水排除工、抑止杭工を含む)	
	3.4砂防維持管理（補強・改築は含まない）	
	3.5その他	
4.ダム	4.1ダム (転流トンネルは、5.道路 5.1トンネルで評価する。)	4.1.1重力式ﾀﾞﾑ工事
		4.1.2ｱｰﾁ式ﾀﾞﾑ工事
		4.1.3ﾛｯｸﾌｨﾙﾀﾞﾑ工事
		4.1.4ｱｰｽﾀﾞﾑ工事
		4.1.5表面遮水壁ﾌｨﾙﾀﾞﾑ
		4.1.6複合ﾀﾞﾑ工事
		4.1.7ﾀﾞﾑ維持管理 (補強・改築は含まない)
		4.1.8その他
5.道路	5.1トンネル	5.1.1山岳ﾄﾝﾈﾙ工法
		5.1.2ｼｰﾙﾄﾞ工法
		5.1.3開削工法
		5.1.4沈埋工法
	5.2共同溝	5.2.1ｼｰﾙﾄﾞ工法
		5.2.2推進工法
		5.2.3開削工法
	5.3橋梁上部	5.3.1RC橋
		5.3.2PC橋
		5.3.3鋼橋
		5.3.4床版工(鋼橋)
	5.4橋梁下部	5.4.1RC橋脚・橋台
		5.4.2鋼製橋脚・橋台
		5.4.3合成構造橋脚・橋台
	5.5舗装	5.5.1ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄ舗装
		5.5.2ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装
		5.5.3ﾌﾞﾛｯｸ舗装
	5.6道路付属施設	
	5.7切土工	
	5.8盛土工	

事業分類	構造物分類	構造形式・工法分類
5.道路	5.9斜面安定・法面工	
	5.10カルバート工	
	5.11擁壁工	
	5.12排水工	
	5.13電線共同溝・ＣＡＢ	
	5.14情報ＢＯＸ	
	5.15シェッド	
	5.16道路維持管理（補強・改築は含まない）	
	5.17その他	
6.公園	6.1基盤整備	
	6.2植栽	
	6.3施設整備	
	6.4ｸﾞﾗﾝﾄﾞ・ｺｰﾄ整備	
	6.5自然育成	
	6.6公園維持管理（補強・改築は含まない）	
	6.7その他	
7.港湾、港湾海岸	7.1航路泊地	7.1.1浚渫揚土工事
	7.2防波堤	7.2.1防波堤工事（ケーソン式）
		7.2.2防波堤工事（ブロック式）
	7.3離岸堤、突堤（防波堤工事に順ずる）	
	7.4岸壁	7.4.1岸壁工事（杭式桟橋を除く）
		7.4.2岸壁工事（杭式桟橋）
	7.5沈埋トンネル	7.5.1沈埋トンネル工事
	7.6地盤改良	
	7.7基礎	
	7.8ﾌﾞﾛｯｸ類製作	
	7.9ケーソン製作	
	7.10その他	
8.空港	8.1基本施設舗装	8.1.1空港土工事
		8.1.2空港舗装工事
	8.2用地造成	8.2.1空港土工事
	8.3その他	8.3.1排水工事
		8.3.2地盤改良工事
9.農業農村整備	9.1ほ場整備	
	9.2暗渠排水	
	9.3パイプライン工	
	9.4ため池工（堤）	
	9.5ため池工（管理）	
	9.6水路工	
	9.7道路工	
10.下水道	10.1管路	10.1.1シールド工法
		10.1.2推進工法
		10.1.3開削工法
		10.1.4更生工事
		10.1.5防食工事
		10.1.6蓋取替工事
	10.2処理場、ポンプ場	10.2.1躯体工事
		10.2.2防食工事
11.プラント設備	11.1プラント機械設備	
	11.2プラント電気設備	
12.その他	12.1その他	

別表９－２－１

工事難易度評価の小項目別運用表（土木）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項等）
1.構造物条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む)
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象
2.技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等
	②その他	施工方法に関する技術提案等
3.自然条件	①湧水･地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等
	②軟弱地盤	支持地盤の状況
	③作業用道路･ヤード	河川内･海域･急流な地形条件下等、工事用道路･作業スペース等の制約
	④気象･海象	雨･雪･風･気温･波浪等の影響
	⑤その他	地滑り等の地質条件、急峻河川における水流、海域における潮流等の影響、動植物等に対する配慮等
4.社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線･供用中道路･架空線･建築物等の近接物
	③騒音･振動	周辺住民等に対する騒音･振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路･ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下･高架下等の作業スペースの制約
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
	⑦その他	騒音･振動･水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
5.マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関･公益事業者等との調整
	④工程管理	工期･工程の制約･変更への対応(工程変更等に伴うものを含む)
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む)
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

［評価方法］

以下の３ランクの評価を行う。

Ａ：特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」

Ｂ：困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」

Ｃ：一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

別表９－２－２

工事難易度評価の小項目別運用表（プラント設備）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項等）
1.プラント物条件	①規模	プラントの処理能力
	②構造・形状・機能	プラントの構造・形状・機能等の複雑さ
	③その他	既設プラントの改修・撤去等特殊な工事等対象
2.技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等
	②その他	施工方法に関する新技術採用等､改修の場合は既存との競合度合いを考慮
3.設備システム複合条件	①システム間複合度	システムの多さと複雑度
	②システム複雑度	重要システムの複雑さ
	③その他	特殊なシステムの採用､改修の場合は施工計画上詳細調査が必要な場合等
4.社会条件	①仮設条件	工事用道路、作業用スペース等の制約
	②地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	③近接施工	工事に影響する架空線・建築物等の近接物
	④騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	⑤水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑥その他	ガス、水道、電線路等の移設、電波障害対策
5.マネジメント特性	①他工区調整	近接工区、他工事との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関等との調整
	④工程管理	工期･工程の制約への対応
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(特殊仕様への対応等を含む)
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止
	⑦その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等

［評価方法］

以下の３ランクの評価を行う。

Ａ：特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」

Ｂ：困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」

Ｃ：一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

※本表における評価は、別表９－１「工事区分表」において「11.プラント設備」を選択した場合のみを対象とする。

別表９－３

工事区分別工事難易度対応表

手順４の「易、やや難、難」判定結果から、工事区分に応じ、以下の工事難易度Ⅰ～Ⅵとして評価する。

なお、特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が多岐にわたる場合等には、各工事区分の「難」より上位のランクに評価する。

事業分類	工事区分（構造物分類･構造形式･工法分類）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1.河川	河川堤防、河川護岸、床止め･床固め、河川浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門･樋管、水路トンネル(推進工法)、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰･水門、水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)			易	やや難	難	
2.海岸	海岸堤防、護岸、養浜、海岸浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	突堤･離岸堤		易	やや難	難		
3.砂防・地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面対策		易	やや難	難		
4.ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
5.道路	舗装、道路付属施設、切土工、盛土工、斜面安定･法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報 BOX、シェッド、維持管理	易	やや難	難			
	共同溝(推進工法、開削工法)、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝･ＣＡＢ		易	やや難	難		
	トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)、共同溝(シールド工法)			易	やや難	難	
	トンネル(沈埋工法)				易	やや難	難
6.公園		易	やや難	難			
7.港湾、港湾海岸	ブロック類製作工事	易	やや難	難			
	浚渫揚土工事、防波堤工事（ブロック式）、岸壁工事（杭式桟橋を除く）、地盤改良工事、基礎工事、ケーソン製作工事		易	やや難	難		
	防波堤工事（ケーソン式）、岸壁工事（杭式桟橋）			易	やや難	難	
	沈埋トンネル工事				易	やや難	難
8.空港	空港土工事、排水工事	易	やや難	難			
	空港舗装工事、地盤改良工事		易	やや難	難		
9.農業農村整備	ほ場整備（暗渠）、畑地かんがい（管路）、ため池（管理）、水路工（２次製品据付）	易	やや難	難			
	ほ場整備（区画整理）、畑地かんがい（ファームポンド・機場）		易	やや難	難		
	ため池（堤）			易	やや難	難	
10.下水道	シールド工法			易	やや難	難	
	推進工法、開削工法		易	やや難	難		
	更生工事、防食工事、蓋取替工事	易	やや難	難			
	躯体工事			易	やや難	難	
11.プラント設備	プラント機械設備、プラント電気設備			易	やや難	難	

※工事区分「その他」については、類似の工事区分との関係等から類推する。

別表９－４－１（１／３）

小項目評価の運用（プラント機械設備）

大項目	小項目	評価対象事（代表的事項）	具体的事例				備考
			区分	評価A	評価B	評価C	
1プラント物条件	①規模	プラントの処理能力	環境	処理能力が150t/日/基以上のごみ焼却施設	処理能力が50t/5h以上のごみ処理施設	評価A、Bに該当しない	
			みなと	ガントリークレーン	ジブクレーン	ホイスト等	
			下水道 水道	・対象水量 10,000 ㎥/日以上の浄水場・下水処理場プラント ・対象水量 50,000 ㎥/日以上の各種ポンプ場プラント	・対象水量 3,000 ㎥/日以上 10,000 ㎥/日未満の浄水場・下水処理場プラント ・対象水量 10,000 ㎥/日以上 50,000 ㎥/日未満の各種ポンプ場プラント	・対象水量 3,000 ㎥/日未満の浄水場・下水処理場プラント ・対象水量 10,000 ㎥/日未満の各種ポンプ場プラント	
	②構造・形状・機能	プラントの構造・形状・機能等の複雑さ	環境	燃焼設備、ボイラ設備・発電設備等で、特に複雑な構造・形状・機能を有するもの	計量設備、クレーン設備等で、複雑な構造・形状・機能を有するもの	評価A、Bに該当しない	
			下水道	急速砂ろ過設備、消化タンク設備、汚泥脱水機、汚泥焼却設備等、特に複雑な構造・形状・機能を有するもの	沈砂池設備、沈殿池設備、生物反応槽設備等、複雑な構造・形状・機能を有するもの		
			みなと	巻上装置・横行装置・起伏装置等特に複雑な構造・形状・機能を有するもの	走行装置・昇降機等複雑な構造・形状・機能を有するもの		
			水道	・ｻｰｼﾞﾀﾝｸ他２つ以上のｳｫｰﾀｰﾊﾝﾏ対策の必要なポンプ設備 ・薬品混和池撹拌機、沈殿池汚泥掻寄機、傾斜版洗浄装置、濾過池洗浄装置、薬品注入装置等すべて含む浄水場機械設備 ・集泥、脱水、乾燥等すべて含む排水処理機械設備 ・高度浄水処理設備	・１つのｳｫｰﾀｰﾊﾝﾏ対策が必要なポンプ設備 ・浄水場機械設備のうち単独で行うもの ・バルブレスろ過機 ・排水処理設備のうち単体で行うもの ・貯水池循環設備 ・大規模薬品注入設備		
	③その他	既設プラントの改修・撤去等特殊な工事等対象	共通	既設プラントに対して、設備の全面的な更新やそれに伴う大幅なシステムの変更等、大規模な改修を行う場合 ・高度処理改造工事 ・上記の他、既設設置時に予定されていないものでかつ、大幅な機能変更が生じる場合	評価A、Cに該当しない	既設プラントに対して、機器の追加・取替え等の単純な改修を行う場合 ・小口径のポンプの追加 ・配管・弁類の小規模改修	
			下水道 水道			上記の他、既設設置時に予定していた単純な増設である場合	
2技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	共通	・　重量１ｔ以上の機器を、地上 10m を超える場所、または地下 10m 以下の場所に設置する場合 ・　重量５ｔ以上の機器を設置する場合	・　重量１ｔ未満の機器を、地上 10m を超える場所、または地下 10m 以下の場所に設置する場合 ・　重量２ｔ超５ｔ未満の機器を設置する場合	評価A、Bに該当しない	
			環境	ボイラーチューブの溶接及び蒸気タービンなどの高速回転機器等、据付等に特に高度な技術を要するもの	評価A、Cに該当しない	弁類やファン等芯出し調整の楽な機器やタンク類の貯留機器等、据付に一般的な技術で対応可能なもの	
			下水道 水道	高速回転機器及び据付に特に高度な技術を要するもの（ガスタービン、ブロワなどの高速回転機器、ガスタンク設備、消化槽機械攪拌機・ドラフトチューブ等の据付）			
			下水道 みなと 水道	船舶・潜水作業等特殊な作業を必要とするもの			

別表９－４－１（２／３）

小項目評価の運用（プラント機械設備）

大項目	小項目	評価対象事（代表的事項）	具体的事例				備考
			区分	評価A	評価B	評価C	
２技術特性	②その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮	共通	・施工方法に関して特に高度な技術を要する新技術等を採用している ・停止可能期間が数時間以下の既設プラントを改修・撤去する場合	・施工方法に関して工夫された技術等を採用している ・停止可能期間が数日以下の既設プラントを改修・撤去する場合	・従来からある施工方法 ・停止可能期間に制限のない既設プラントを改修・撤去する場合	
			環境	（共通上段に加えて） ・停止可能期間が１日以下の既設プラントを改修・撤去する場合			
３設備システム複合条件	①システム間複合度	システムの多さと複雑度	環境	関連する設備が３つ以上 ・燃焼設備、ボイラ設備、計装設備 ・排ガス処理設備、通風設備、計装設備 ・受入供給設備、燃焼設備、自動制御設備 上記等の組み合わせ	関連する設備が２つ ・ボイラ設備、発電設備 ・燃焼設備、自動制御設備 ・排ガス処理設備、灰出設備 上記等の組み合わせ	評価Ａ、Ｂに該当しない	
			下水道	関連する設備が３つ以上 ・スクリーン設備、沈砂池設備、脱臭設備 ・最初沈殿池設備、反応タンク設備、最終沈殿池設備 ・汚泥消化タンク設備、汚泥貯留設備、ボイラ設備 上記等の組み合わせ	関連する設備が２つ ・スクリーン設備、沈砂池設備 ・反応タンク設備、送風機設備 ・汚泥消化タンク設備、ボイラ設備 上記等の組み合わせ		
			みなと	・巻上装置・横行装置・走行装置・起伏装置で３つ以上の組み合わせ	・巻上装置・横行装置・走行装置・起伏装置で２つの組み合わせ		
			水道	・浄水場施設機械設備 ・排水処理施設機械設備 で３つ以上の設備の組み合わせ	・浄水場施設機械設備 ・排水処理施設機械設備 で２つの設備の組み合わせ		
	②システム複雑度	重要システムの複雑さ	環境	燃焼設備、発電設備、排ガス処理設備等で、特に複雑なシステムを有するもの	計量設備、クレーン設備等で、複雑なシステムを有するもの	評価Ａ、Ｂに該当しない	
			みなと	巻上装置・横行装置・起伏装置等特に複雑なシステムを有するもの	走行装置・昇降機等複雑なシステムを有するもの		
			下水道 水道	急速砂ろ過設備、消化タンク設備、脱水機設備等、特に複雑なシステムを有するもの	沈砂池設備、主ポンプ設備、送風機設備等、複雑なシステムを有するもの		
	③その他	特殊なシステムの採用、改修の場合は施工計画上詳細な調査が必要な場合等	共通	・従来の処理プラントに分類されない特殊なシステムの採用（コージェネレーション設備、水力発電設備等） ・特に詳細な調査が必要な改修工事	・現存する機器を特殊に組み合わせたシステムの採用 ・詳細な調査が必要な改修工事	評価Ａ、Ｂに該当しない	

別表９－４－１（３／３）

小項目評価の運用（プラント機械設備）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）	具体的事例				備考
			区分	評価A	評価B	評価C	
４社会条件	①仮設条件	工事用道路、作業用スペース等の制約	共通	仮設条件の制約が厳しい	仮設条件に制約があるが、対処は比較的容易	特になし	
	②地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	共通	対処困難な障害物がある	障害物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	③近接施工	工事に影響する架空線・建築物等の近接物	共通	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	近接物はあるが、対処は比較的容易	特になし	水道は地下埋設物も対象とする
	④騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮	共通	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	騒音振動等に対する配慮が必要だが、対処は比較的容易	特になし	
	⑤水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	共通	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	水質汚濁に対する配慮が必要だが、対処は比較的容易	特になし	
	⑥その他	ガス、水道、電線路等の移設、電波障害対策	共通	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	該当するものがあるが、対処は比較的容易	特になし	
５マネジメント特性	①他工区調	近接工区、他工事との工程調整	共通	特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある	調整を要する他工事（近接工区）の請負者がある	調整を要する他工事（近接工区）の請負者なし	
	②住民対応	近隣住民との対応	共通	特に慎重な対応が求められる	一般的な対応が必要	特に必要なし	
	③関係機関対応	関係行政機関等との調整	共通	特に慎重な調整が必要	一般的な対応が必要	特に必要なし	
	④工程管理	工期・工程の制約への対応	共通	・工期・工程が特に厳しい ・稼動施設の改修工事で特に制約が多い	・工期・工程がやや厳しい ・稼動施設の改修工事で制約が多い	標準的な工期・工程	
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ（特殊仕様への対応等を含む）	共通	特に厳しい品質管理が必要	やや厳しい品質管理が必要	標準的な品質管理	
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止	共通	・高所作業、夜間作業、酸素欠乏症予防*等の危険作業が特に多い ・ダイオキシン類対策を必要とする	高所作業、夜間作業、酸素欠乏症予防*等の危険作業がやや多い	特になし	*酸素ボンベ等が必要な大規模なもの
	⑦その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等	共通	・被災時の応急復旧工事 ・アスベスト、ダイオキシン類等の処理が必要	フロンガス、ＰＣＢ、ＳＦ６ガス等の処理が必要	特になし	

別表９－４－２（１／４）

小項目評価の運用（プラント電気設備）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）		具体的事例 区分	評価A	評価B	評価C	備考
1プラント物条件	①規模	プラントの処理能力	相対評価	下水道 水道	処理能力が施設能力比60%を超える場合	処理能力が施設能力比30%を超える場合	処理能力が施設能力比30%以下の場合	工事内容に応じて上下段（相対と絶対）いずれかによる
			絶対評価	共通	・総容量 1000kVA以上 ・一負荷最大300kW以上 ・設置盤数が10面以上 ・受電電圧10000V以上 ・監視点数500点以上 ・総負荷数が30以上	・総容量 500kVA以上 ・一負荷最大100kW以上 ・設置盤数が5面以上 ・監視点数100点以上 ・総負荷数が10以上	評価A、Bに該当しない	
				環境	処理能力が150t/日・基以上のごみ焼却施設	処理能力が50t/5h以上のごみ処理施設		
	②構造・形状・機能	プラントの構造・形状・機能等の複雑さ		共通	プラントに下記機器を含むもの ・特別高圧用機器 ・発電機(500kVA以上) ・アクティブフィルタ ・PWMコンバータ ・ＣＲＴ監視制御装置	プラントに下記機器を含むもの ・高圧用機器 ・太陽光パネル ・コンビネーションスタータ盤 ・遠方監視制御装置 ・情報伝送装置	評価A、Bに該当しない	工事の新設又は更新設備に左記の機器を含む場合
				環境	・制御用計算機設備 ・ＶＶＶＦインバータ	・無停電電源装置 直流電源装置		
				下水道	・降雨レーダ設備	・無停電電源装置 直流電源装置 ・ITVカメラ ・速度制御装置		
				みなと	・電気式振止装置 ・自動運転装置 ・モニタリング装置	・ITVカメラ ・速度制御装置		
				水道	・送水ﾎﾟﾝﾌﾟ２系統以上自動制御 ・多重無線設備 ・制御用計算機設備 ・配水池流量制御設備（圧力補正あり）	・無停電電源装置、直流電源装置（汎用品を除く） ・ITVカメラ（５系統以上） ・送水ﾎﾟﾝﾌﾟ速度制御装置 ・送水ﾎﾟﾝﾌﾟ自動制御 ・電気防食設備 ・配水池流量制御設備（圧力補正無し）		
				交通	・鉄道用直流設備 ・電力管理システム ・連動装置(20進路以上) ・自動列車制御装置 ・軌道回路装置 ・運行管理システム ・列車無線装置	・無停電電源、直流電源装置（汎用品を除く） ・ITV装置 ・連動装置 ・車庫誤出発停止装置 ・列車非常停止装置 ・有線通信装置		
	③その他	既設プラントの改修・撤去等特殊な工事等対象		共通	既設プラントに対して、機器の取替やそれに伴う大幅な制御方法の更新等の大規模な改修を行う場合。 ・コントローラ等を追加する盤改造 ・主ポンプ等で、改修により速度制御方式を変更するもの ・上記の他、既設設置時に予定されていないものでかつ大幅な機能変更が生じる場合	評価A、Cに該当しない	既設プラントに対して、機器の追加やそれに伴う制御方法の更新等の改修を行う場合。 ・盤面に表示器のみ追加 ・機器増設に伴うコントローラ等のソフトウェア変更 ・上記の他、既設設置時に予定していた単純な増設である場合	増設を含む。

別表９－４－２（２／４）

小項目評価の運用（プラント電気設備）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）	具体的事例				備考
			区分	評価A	評価B	評価C	
２技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	共通	・重量1t以上の機器を、地上10m を超える場所、または地下10m以下の場所に設置する場合。 ・導体断面150mm²以上の低圧ケーブル布設 ・100心以上の制御ケーブル布設	・重量1t未満の機器を、地上10m を超える場所、または地下10m以下の場所に設置する場合。 ・導体断面38mm²以上の低圧ケーブル布設 ・60心以上の制御ケーブル布設	評価A、Bに該当しない	制御ケーブルには、通信ケーブル、光ケーブルも含む。
			環境 下水道 水道	・重量5t以上の機器の設置 ・（特高）高圧ケーブル布設	・重量2t超5t未満の機器の設置		
			交通	・特高ケーブル布設 ・直流き電ケーブル布設 ・電車線路架設	・高圧ケーブル布設		
	②その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮	共通	・施工方法に関して特に高度な新技術を採用 ・停止可能期間が数時間以下の既設設備を改修・撤去する場合	・施工方法に工夫を施した技術を採用 ・停止可能期間が数日以下の既設設備を改修・撤去する場合	・従来からある施工方法 ・停止可能期間に制限のない既設設備を改修・撤去する場合	
			環境	・停止可能期間が１日以下の既設設備を改修・撤去する場合			
３設備システム複合条件	①システム間複合度	システムの多さと複雑度	共通	施工内容に、関連性の深い２つ以上の設備を制御するシステムの構築が含まれる場合 ・特高受変電設備とその他配電設備 ・自家発電設備とその他配電設備 ・負荷設備とその他配電設備 ・負荷設備と自家発電設備 ・監視制御設備とその他配電設備 ・監視制御設備と自家発電設備 ・監視制御設備と負荷設備	施工内容に、関連性のある２つ以上の設備を制御するシステムの構築が含まれる場合 ・（特高)受変電設備の機器増設 ・自家発電設備の機器増設 ・負荷設備の機器増設（主要負荷の場合） ・監視制御設備の機器増設 ・計測設備の機器増設（主要負荷に関するもの）	他の設備と関連性の低い設備を単独で施工した場合 ・負荷設備の機器増設（主要負荷以外の場合） ・計測設備の機器増設（主要負荷以外の場合）	主要負荷は下記及びそれに類するもの。 （下水） 主ポンプ、送風機、砂ろ過、汚泥消化タンク、汚泥脱水機、汚泥焼却 （水道） 導水・送水ポンプ、流量制御設備、浄水設備、排水処理設備、計装制御設備
			交通	・整流器と直流き電設備 ・整流器と電力回生設備 ・電力管理システムと変電所設備 ・連動装置と自動列車制御装置 ・運行管理システムと連動装置	・整流器、直流き電設備、電力回生設備の機器増設 ・電力管理システムの機器増設 ・連動装置、自動列車制御装置の機器増設 ・運行管理システムの機器増設	評価A、Bに該当しない	

別表９－４－２（３／４）

小項目評価の運用（プラント電気設備）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）	具体的事例				備考
			区分	評価A	評価B	評価C	
３設備システム複合条件	②システム複雑度	重要システムの複雑さ	共通	コントローラ等によって複数の装置又は機器を自動制御するシステムを設置した場合 ・自家発電設備 ・制御電源及び計装用電源 ・負荷設備（主要負荷の場合） ・監視制御設備	複数の装置又は機器を自動制御するシステムを設置した場合 ・（特高）受変電設備 ・負荷設備（主要負荷以外の場合） ・計測設備（運転制御に必要な機器）	評価A、Bに該当しない	主要負荷は下記及びそれに類するもの。 （下水） 主ポンプ、送風機、砂ろ過、汚泥消化タンク、汚泥脱水機、汚泥焼却 （水道） 導水・送水ポンプ、流量制御設備、浄水設備、排水処理設備、計装制御設備
			環境	・クレーン自動設備 ・計量設備 ・制御用計算機設備	（共通）と同じ	評価A、Bに該当しない	
			水道	・多重無線設備 ・制御用計算機設備			
			交通	・路線上で隣接する変電所等の連系装置 ・電力管理システム ・列車無線装置 ・連動装置 ・自動列車制御装置 ・運行管理システム	・信号通信機器用監視モニタ装置		
	③その他	特殊なシステムの採用､改修の場合は施工計画上詳細な調査が必要な場合等	共通	・従来の処理プラント(廃棄物、下水、上水)または地下鉄電気設備に分類されない特殊なシステムを採用した場合。 ・３－①、②で評価Ａ対象に該当するシステムの改修 ・特に詳細な調査が必要な場合	・特殊なシステムながら､従来の処理プラント(廃棄物、下水、上水)または地下鉄電気設備に分類されるものを採用した場合。 ・３－①、②で評価Ｂ対象に該当するシステムを改修する場合 ・詳細な調査が必要な場合	評価A、Bに該当しない	
			下水道	(特殊なシステムの例) ・消化ガスコジェネレーション設備 ・処理水熱利用 ・水力発電設備	(特殊なシステムの例) ・実験設備 ・汚泥圧送設備		
			水道	(特殊なシステムの例) ・コジェネレーション設備 ・水力発電システム	(特殊なシステムの例) ・実験設備		

別表９－４－２（４／４）

小項目評価の運用（プラント電気設備）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）	具体的事例				備考
			区分	評価A	評価B	評価C	
４社会条件	①仮設条件	工事用道路、作業用スペース等の制約	共通	仮設条件の制約が厳しい	仮設条件に制約があるが、対処は比較的容易	特になし	
	②地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	共通	対処困難な障害物がある	障害物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	③近接施工	工事に影響する架空線・建築物等の近接物	共通	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	近接物はあるが、対処は比較的容易	特になし	水道は地下埋設物も対象とする
	④騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮	共通	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	騒音振動等に対する配慮が必要だが、対処は比較的容易	特になし	
	⑤水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	共通	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	水質汚濁に対する配慮が必要だが、対処は比較的容易	特になし	
	⑥その他	ガス、水道、電線路等の移設、電波障害対策	共通	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	該当するものがあるが、対処は比較的容易	特になし	
５マネジメント特性	①他工区調	近接工区、他工事との工程調整	共通	特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある	調整を要する他工事（近接工区）の請負者がある	調整を要する他工事（近接工区）の請負者なし	
	②住民対応	近隣住民との対応	共通	特に慎重な対応が求められる	一般的な対応が必要	特に必要なし	
	③関係機関対応	関係行政機関等との調整	共通	特に慎重な調整が必要	一般的な対応が必要	特に必要なし	
	④工程管理	工期・工程の制約への対応	共通	・工期・工程が特に厳しい ・稼動施設の改修工事で特に制約が多い	・工期・工程がやや厳しい ・稼動施設の改修工事で制約が多い	標準的な工期・工程	
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ（特殊仕様への対応等を含む）	共通	特に厳しい品質管理が必要	やや厳しい品質管理が必要	標準的な品質管理	
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止	共通	・高所作業、夜間作業、酸素欠乏症予防*等の危険作業が特に多い ・ダイオキシン類対策を必要とする	高所作業、夜間作業、酸素欠乏症予防*等の危険作業がやや多い	特になし	*酸素ボンベ等が必要な大規模なもの
	⑦その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等	共通	・被災時の応急復旧工事 ・アスベスト、ダイオキシン類等の処理が必要	フロンガス、ＰＣＢ、ＳＦ６ガス等の処理が必要	特になし	

1．表中の「改修」には、「補修」も含む。

別紙－１０

工事の技術的難易度評価手順（建築、設備）

工事の技術的難易度評価表「別紙様式４－３及び４－４」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順１　建物機能

評価対象工事に含まれる難易度の最も高い建物機能で評価する。

手順２　小項目の評価

各小項目の評価は、別表１０－１及び１０－２「工事難易度評価の小項目別運用表」の評価対象項目を基に、各小項目の評価をA、B、Cで行い、別紙様式４－３及び４－４に記入する。

※小項目の評価を行う際は「小項目評価の運用（別表１０－４　建築)、(別表１０－５　電気設備)、(別表１０－６　機械設備)」を参考とする。

手順３　大項目の評価

各大項目の評価は、手順２の各小項目の評価結果から表－１の判定基準に基づき、大項目の評価をA、B、Cで行い、別紙様式４－３及び４－４に記入する。

表－１　大項目判定基準

大項目評価	小項目評価
A	対象大項目に対する各小項目にA判定が１つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価にB判定が１つ以上あり、かつ、A判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。

「特別考慮要因」とは新工法の採用、超大規模建物、大規模地震災害後の緊急復旧等、とりわけ難易度の高い条件の場合をいう。

手順４　工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から、表－２の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別紙様式４－３及び４－４に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のA、Bの判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価にA判定が１つあり、かつ、B判定が３個以下の場合は「やや難」と判定することを標準とするが、A判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

表－２　「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」判定	大項目の評価
難	・ 大項目の評価にA判定が２つ以上ある。 ・ 大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が４個以上ある。 ・ 大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が３個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判断してもよい。
やや難	・ 大項目の評価にB判定が１つ以上あり、かつA判定がない。 ・ 大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が３個以下である。
易	・ 大項目の評価にA若しくはB判定項目がない。

手順５　工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順４の判定結果から工事難易度評価方法（別表１０－３）により評価を行い、工事難易度「Ⅰ～Ⅵ」を、別紙様式４－３及び４－４に記入する。

別表１０－１

工事難易度評価の小項目別運用表（建築）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項等）
1.構造物条件	①規模	建物の面積
	②構造	建物の構造種別、特殊構造
	③形状	建物の形状の複雑さ
	④その他	建物構造の補強等、特殊な工事対象等
2.技術特性	①工法等	建物の総階数、工法、使用材料等
	②その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮
3.自然条件	①支持地盤	地下階数、地下階深度、杭に及ぼす支持地盤の影響等
	②山留め・止水	湧水の発生、掘削作業時等に対する地下水位の影響等
	③気象･海象	施工の制約を受ける特殊な気象・海象条件
	④その他	地滑り等の地質条件等、改修の場合は施工計画上詳細調査が必要な場合等
4.社会条件	①仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約
	②地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	③近接施工	工事に影響する架空線･建築物等の近接物
	④騒音･振動	周辺住民等に対する騒音･振動の配慮
	⑤水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑥その他	ガス、水道、電線路等の移設、電波障害対策
5.マネジメント特性	①他工区調整	近接工区、他工事との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関等との調整
	④工程管理	工期･工程の制約への対応
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(特殊仕様への対応等を含む)
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止
	⑦その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等

［評価方法］

以下の３ランクの評価を行う。

Ａ：特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」

Ｂ：困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」

Ｃ：一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

別表１０－２

工事難易度評価の小項目別運用表（設備）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項等）
1.設備システム種別条件＊１	①システム種別	システムのレベル
	②システム規模	システムの規模
	③その他	既存システムへの影響度
2.技術特性	①工法等	建物の総階数、工法、使用材料等
	②その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮
3.設備システム複合条件	①システム間複合度	システムの多さと複雑度
	②システム複雑度	重要システムの複雑さ
	③その他	特殊なシステムの採用、改修の場合は施工計画上詳細調査が必要な場合等
4.社会条件	①仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約
	②地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	③近接施工	工事に影響する架空線･建築物等の近接物
	④騒音･振動	周辺住民等に対する騒音･振動の配慮
	⑤水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑥その他	ガス、水道、電線路等の移設、電波障害対策
5.マネジメント特性	①他工区調整	近接工区、他工事との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関等との調整
	④工程管理	工期･工程の制約への対応
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(特殊仕様への対応等を含む)
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止
	⑦その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等

［評価方法］

以下の３ランクの評価を行う。

Ａ：特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」

Ｂ：困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」

Ｃ：一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

注）＊１：照明制御、火災報知設備方式、空調方式、給水方式について評価する。

別表１０－３

工事難易度評価方法（建築・設備）

大項目の評価を踏まえ、建物機能に応じ、以下のⅠ～Ⅵに評価する。

建物機能	建物例	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1.簡易	倉庫、車庫等	易	やや難	難			
2.一般	庁舎、研修施設等		易	やや難	難		
3.特殊	美術館、研究施設等			易	やや難	難	特に難

※特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が多岐にわたる場合等には、「難」より上位のランク（建物機能「3.特殊」の場合のみ）に評価する。また、特に小規模な建物、施工条件等が全般にわたり平易な場合等については、「易」の１ランク下に評価する。

別表１０－４

小項目評価の運用（建築）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）	具体的事例			備考
			評価A	評価B	評価C	
1建物条件	①規模	建物の延べ面積	建物の延べ面積 10,000㎡以上	建物の延べ面積 3,000㎡以上10,000㎡未満	建物の延べ面積 3,000㎡未満	
	②構造	建物の構造種別、特殊構造	ＳＲＣ造、Ｓ造（ビルト材の２方向ラーメン、大スパンの型鋼の２方向ラーメン）	ＲＣ造、Ｓ造（型鋼の２方向ラーメン、大スパンの１方向ラーメン）	ＣＢ造等簡易、Ｓ造（１方向ラーメン）	
	③形状	建物形状の複雑さ	形状が複雑	形状がやや複雑	形状が複雑ではない	
	④その他	建物構造の補強等　特殊な工事対象等	特に困難で高度な技術を要する構造補強または特殊工事	評価A，C以外	通常の技術で対応可能な構造補強または特殊工事	
2技術特性	①工法等	建物の総階数、工法、使用材料等	・総階数９階以上又は建物高さ31m以上 ・特殊仕様（特殊仕上げ、特殊杭工法、免震構造、一部ＰＲＣ構造等）	評価A，C以外	総階数が２階以下	
	②その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮	・総プロ、パイロット事業対象工事で難しいものあり ・既存部分との競合度合いが複雑	・総プロ、パイロット事業対象工事のうち比較的簡単なもの ・既存部分との競合度合いがやや複雑	・評価A，Bに該当しない ・単独施工、既存部分との競合が無い	
3自然条件	①支持地盤	地下階数、地下階深度、杭に及ぼす支持地盤	・地下２階以上 ・地下１階で深度10m以上または軟弱地盤	・地下１階 ・地下無しで軟弱地盤	特に困難でない	
	② 土 留め・止水	湧水の発生、掘削作業時等に対する地下水位の影響等	湧水の発生が多く、掘削作業時の影響が大きい	湧水の発生があるが、掘削作業時の影響が小さい	湧水の発生がほとんど無く、掘削作業時の影響が無い	
	③気象・海象	施工の制約を受ける特殊な気象・海象条件	施工制約が厳しい	施工制約がある	特になし	
	④その他	地滑り等の地質条件等、改修の場合は施工計画上詳細な調査が必要な場合等	・条件が厳しい ・改修の場合で綿密な調査が必要	・条件があるが対応容易 ・改修の場合で調査が必要であるが、対応容易	特になし	
4社会条件	①仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約	仮設条件の制約が厳しい	仮設条件に制約があるが、対処は比較的容易	特になし	
	②地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	対処困難な障害物がある	障害物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	③近接施工	工事に影響する架空線、建物等の近接物	対処困難な近接物がある	近接物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	④騒音、振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	騒音振動等に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	⑤水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	水質汚濁に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	⑥その他	ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	該当するものがあるが、対処は比較的容易	特になし	
5マネジメント特性	①他工区調整	近接工区、他工事（他工区発注予定を含み、設備工事は除く）との工程調整	特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある	調整を要する他工事（近接工区）の請負者がある	調整を要する他工事（近接工区）の請負者なし	
	②住民対応	近隣住民との対応	特に慎重な対応が求められる	一般的な対応が必要	特に必要なし	
	③関係機関対応	関係行政機関等との調整	特に慎重な調整が必要	一般的な調整が必要	特に必要なし	
	④工程管理	工期・工程の制約への対応	・工期・工程が特に厳しい ・執務しながらの改修工事で特に制約が多い	・工期・工程がやや厳しい ・執務しながらの改修工事で制約が多い	標準的な工期・工程	
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ（特殊仕様への対応を含む）	特に厳しい品質管理が必要	やや厳しい品質管理が必要	標準的な品質管理	
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止	外来者の多い施設で、工事範囲が外来者・通行人等の動線と近接	外来者の多い施設だが、外来者・通行人等との明解な動線分離が可能	特になし	
	⑦その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等	・被災時の応急復旧工事 ・アスベスト等の処理が必要	ＰＣＢ・ＳＦ６ガス・フロンガス等の処理が必要	特になし	

別表１０－５

小項目評価の運用（電気設備）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）	具体的事例			備考
			評価A	評価B	評価C	
1設備システム種別条件	①システム種別	システムのレベル	照明制御（主要執務室の昼光利用照度制御）	主要執務室のタイムスケジュール点滅制御	照明制御なし	上下段のうち主たる種目の評価を採用する
			火災報知設備の受信機がR型	火災報知設備の受信機がP型10回線以上かつ自動閉鎖設備と連動あり	評価B未満	
	②システム規模	システムの規模	一般事務庁舎の延べ面積10,000㎡以上に相当	一般事務庁舎の延べ面積3,000㎡以上10,000㎡未満に相当	一般事務庁舎の延べ面積 3,000㎡未満に相当	
	③その他	既存システムへの影響度	既存システムを使用しながら一部の既存機器を再利用するグレードアップ改修工事	評価A，Cに該当しない	既存撤去後に同程度のシステムを新設（システム完全停止が可能）	
2技術特性	①工法等	建物の総階数、工法、使用材料等	・総階数９階以上または建物高さ31m以上 ・免震構造または設備に影響の大きい耐震改修工事	評価A，Cに該当しない	総階数２階以下	
	②その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮	・総プロ、パイロット事業対象工事で難しいものあり ・既存システムと複雑に競合する	・総プロ、パイロット事業対象工事のうち比較的簡単なもの ・既存システムとやや複雑に競合する	・評価A，Bに該当しない ・単独施工、既存と分離可能	
3設備システム複合条件	①システム間複合度	システムの多さと複合度合い	通信関係の工事種目が８以上で、連携する工事種目が４以上又は光ファイバーを使用するＬＡＮ設備がある	評価A，C以外又はメタルワイヤーＬＡＮ設備がある	通信関係の工事種目が５以下で、連携する工事種目及びＬＡＮ設備なし	上下段のうち主たる種目の評価を採用する
	②システム複雑度	重要システムの複雑さ	受変電設備容量1,000kVAを超える高圧閉鎖型配電盤、常用発電（コ・ジェネを含む）、スポットネットワーク受電、特別高圧受電、その他特に複雑なシステムがある	受変電設備容量が1,000kVA以下のキュービクル型配電盤であり、かつ非常用自家発電設備、ＵＰＳ、太陽光発電等のいずれかがある	特になし	
	③その他	特殊なシステムの採用、改修の場合は施工計画上詳細調査が必要な場合等	・ＲＩ取り扱い施設、電磁シールドルーム、バイオハザード、クリーンルーム、恒温恒湿室等あり ・その他特に施工が難しい設備がある	・実験設備、特殊照明設備、特殊音響設備、特殊映像設備等あり ・その他施工が難しい設備がある	特になし	
4社会条件	①仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約	仮設条件の制約が厳しい	仮設条件に制約があるが、対処は比較的容易	特になし	
	②地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	対処困難な障害物がある	障害物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	③近接施工	工事に影響する架空線・建物等の近接物	対処困難な近接物がある	近接物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	④騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	騒音振動等に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	⑤水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	水質汚濁に対する配慮が必要だが、対処は比較的容易	特になし	
	⑥その他	ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	該当するものがあるが、対処は比較的容易	特になし	
5マネジメント特性	①他工区調整	近接工区、他工事（他工区発注予定を含み、同一工区の建築・機械設備工事等は含まない）との工程調整	特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある	調整を要する他工事（近接工区）の請負者がある	調整を要する他工事（近接工区）の請負者なし	
	②住民対応	近隣住民との対応	特に慎重な対応が求められる	一般的な対応が必要	特に必要なし	
	③関係機関対応	関係行政機関等との調整	特に慎重な調整が必要	一般的な調整が必要	特に必要なし	
	④工程管理	工期・工程の制約への対応	・工期・工程が特に厳しい ・執務しながらの改修工事で特に制約が多い	・工期・工程がやや厳しい ・執務しながらの改修工事で制約が多い	標準的な工期・工程	
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ（特殊仕様への対応を含む）	特に厳しい品質管理が必要	やや厳しい品質管理が必要	標準的な品質管理	
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止	外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある	外来者の多い施設だが、外来者・通行人等との明解な動線分離が可能	特になし	
	⑦その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等	・被災時の応急復旧工事 ・アスベスト等の処理が必要	ＰＣＢ、ＳＦ６ガス、フロンガス等の処理が必要	特になし	

別表１０－６

小項目評価の運用（機械設備）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）	具体的事例			備考
			評価A	評価B	評価C	
1設備システム種別条件	①システム種別	システムのレベル	変風量・変流量方式空調	ファンコイルユニット・ダクト併用方式空調	定風量単一ダクト方式空調	上下段のうち主たる種目の評価を採用する
			高置タンク給水方式＋減圧弁装置またはポンプ直送方式給水	高置タンク給水方式	直結給水方式	
	②規模	システムの規模	一般事務庁舎の延べ面積10,000㎡以上に相当	一般事務庁舎の延べ面積3,000㎡以上10,000㎡未満に相当	一般事務庁舎の延べ面積3,000㎡未満に相当	
	③その他	既存システムへの影響度	既存システムを使用しながら一部の既存機器を再利用するグレードアップ改修工事	評価A，Cに該当しない	既存撤去後に同程度のシステムを新設（システム完全停止が可能）	
2技術特性	①工法等	建物の総階数、工法、使用材料等	・総階数９階以上または建物高さ31m以上 ・免震構造または設備に影響の大きい耐震改修工事	評価A，Cに該当しない	総階数２階以下	
	②その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮	・総プロ、パイロット事業対象工事で難しいものあり ・既存システムと複雑に競合する	・総プロ、パイロット事業対象工事のうち比較的簡単なもの ・既存システムとやや複雑に競合する	・評価A，Bに該当しない ・単独施工、既存と分離可能	
3設備システム複合条件	①システム間複合度	システムの多さと複合度合い	排煙設備、自動制御、特殊空調、中央機械室有り、中央監視室有り 上記の項目のうち該当が４項目以上	排煙設備、自動制御、特殊空調、中央機械室有り、中央監視室有り 上記の項目のうち該当が３項目以上	排煙設備、自動制御、特殊空調、中央機械室有り、中央監視室有り 上記の項目のうち該当が２項目以下	上下段のうち主たる種目の評価を採用する
			節水装置、トイレユニット、一般消火、特殊消火、厨房、雨水処理、連結送水等 上記項目のうち該当が３項目以上	節水装置、トイレユニット、一般消火、特殊消火、厨房、雨水処理、連結送水等 上記項目のうち該当が２項目	節水装置、トイレユニット、一般消火、特殊消火、厨房、雨水処理、連結送水等 上記項目のうち該当が１項目以下	
	②その他	特殊なシステムの採用、改修の場合は施工計画上詳細調査が必要な場合等	・ＲＩ取り扱い施設、電磁シールドルーム、バイオハザード、クリーンルーム、恒温恒湿室等あり ・その他特に施工が難しい設備がある	・実験設備、蒸気設備、蓄熱設備、太陽熱利用設備、ゴミ処理設備等あり ・その他施工が難しい設備がある	特になし	
4社会条件	①仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約	仮設条件の制約が厳しい	仮設条件に制約があるが、対処は比較的容易	特になし	
	②地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	対処困難な障害物がある	障害物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	③近接施工	工事に影響する架空線・建物等の近接物	対処困難な近接物がある	近接物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	④騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	騒音振動等に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	⑤水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	水質汚濁に対する配慮が必要だが、対処は比較的容易	特になし	
	⑥その他	ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	該当するものがあるが、対処は比較的容易	特になし	
5マネジメント特性	①他工区調整	近接工区、他工事（他工区発注予定を含み、同一工区の建築・電気設備工事等は含まない）との工程調整	特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある	調整を要する他工事（近接工区）の請負者がある	調整を要する他工事（近接工区）の請負者なし	
	②住民対応	近隣住民との対応	特に慎重な対応が求められる	一般的な対応が必要	特に必要なし	
	③関係機関対応	関係行政機関等との調整	特に慎重な調整が必要	一般的な調整が必要	特に必要なし	
	④工程管理	工期・工程の制約への対応	・工期・工程が特に厳しい ・執務しながらの改修工事で特に制約が多い	・工期・工程がやや厳しい ・執務しながらの改修工事で制約が多い	標準的な工期・工程	
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ（特殊仕様への対応を含む）	特に厳しい品質管理が必要	やや厳しい品質管理が必要	標準的な品質管理	
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止	外来者の多い施設で、工事範囲が外来者・通行人等の動線と近接	外来者の多い施設だが、外来者・通行人等との明解な動線分離が可能	特になし	
	⑦その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等	・被災時の応急復旧工事 ・アスベスト等の処理が必要	フロンガス、ＰＣＢ、ＳＦ６ガス等の処理が必要	特になし	

工事成績評定様式一覧

○工事成績報告（経理課提出）

記入様式：工事成績報告書(別紙様式１)、細目別評定点採点表(別紙様式２)

○工事成績

記入様式：工事成績採点表(別紙様式３－１，３－２)

・担当監督員評定資料

考査項目		土木	プラント設備	建築	電気	機械
項目	細別	別紙－１		別紙－４		
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般	１／11		１／８		
	Ⅱ.配置技術者					
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	２／11		２／８		
	Ⅱ.工程管理					
	Ⅲ.安全対策	３／11		３／８		
	Ⅳ.対外関係					
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	４,５／11	６／11	４／８		
	Ⅱ.品質	７～９／11	10／11	５／８	６／８	７／８
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫	11／11		８／８		

・主任監督員評定資料

考査項目		土木	プラント設備	建築	電気	機械
項目	細別	別紙－２		別紙－５		
2.施工状況	Ⅱ.工程管理	１／５		１／３		
	Ⅲ.安全対策					
6.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等					
4.工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応	２／５	３,４／５	２／３		
7.法令遵守等		５／５		３／３		

・検査員評定資料

考査項目		土木	プラント設備	建築	電気	機械
項目	細別	別紙－３		別紙－６		
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	１／49		１／８		
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	２,３／49	４／49	２／８		
	Ⅱ.品質	５～41／49	42／49	３／８	５／８	７／８
	Ⅲ.出来ばえ	43～48／49	49／49	４／８	６／８	８／８

※単価契約工事及び１件の請負金額が５００万円未満の請負工事については、「1.施工体制」、「2.施工状況」、「3.出来形及び出来ばえ」及び「7.法令遵守等」の項目は、担当監督員
主任監督員・検査員とも、別紙－７により評定することができる。

※評定にあたっては、別紙－８に留意する。

○工事の技術的難易度

	土木	プラント設備	建築	設備
記入様式	別紙様式４－１	別紙様式４－２	別紙様式４－３	別紙様式４－４
評価手順	別紙－９		別紙－１０	

※単価契約工事及び１件の請負金額が５００万円未満の請負工事については、省略することができる。